

衆議院 法務委員會 議録 第三号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 戸沢 政方君

理事 逢沢 一郎君

理事 今枝 敬雄君

理事 保岡 興治君

理事 中村 巖君

赤城 宗徳君

上村千一郎君

北村 直人君

塩川正十郎君

渡海紀三朗君

二田 孝治君

村上誠一郎君

清水 勇君

冬柴 鉄三君

田中 慶秋君

安藤 巖君

理事 井出 正一君

理事 太田 誠一君

理事 坂上 富男君

稲葉 修君

木部 佳昭君

佐藤 一郎君

塩崎 潤君

丹羽 兵助君

宮里 松正君

稲葉 誠一君

前島 秀行君

山田 英介君

滝沢 幸助君

出席國務大臣 法務大臣 林田悠紀夫君

出席政府委員 法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 清水 湛君

法制調査部長 藤井 正雄君

法務省民事局長 岡村 泰孝君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

法務省矯正局長 河上 和雄君

法務省人権擁護局長 高橋 欣一君

法務省入国管理局長 熊谷 直博君

委員外の出席者 最高裁判所事務

総長 大西 勝也君

最高裁判所事務 山口 繁君

最高裁判所事務 櫻井 文夫君

最高裁判所事務 町田 顯君

最高裁判所事務 泉 徳治君

最高裁判所事務 吉丸 眞君

最高裁判所事務 早川 義郎君

最高裁判所事務 乙部 二郎君

法務委員会調査室長

委員の異動

三月二十二日

辞任

加藤 紘一君

塩川正十郎君

丹羽 兵助君

松野 幸榮君

伊藤 茂君

安倍 基雄君

塚本 三郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

二田 孝治君

渡海紀三朗君

村上誠一郎君

北村 直人君

前島 秀行君

滝沢 幸助君

田中 慶秋君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

として安倍基雄君が理事に当選した。

三月八日

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

同月十一日

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

同月三日

刑事施設法案反対に関する請願(寺前巖君紹介(第九二〇号))

同(石井郁子君紹介(第九二二号))

同(若佐恵美君紹介(第九二二号))

同(浦井洋君紹介(第九二三号))

同(岡崎万寿君紹介(第九二四号))

同(金子満広君紹介(第九二五号))

同(経塚幸夫君紹介(第九二六号))

同(工藤晃君紹介(第九二七号))

同(児玉健次君紹介(第九二八号))

同(佐藤祐弘君紹介(第九二九号))

同(外一件)柴田睦夫君紹介(第九三〇号)

同(清水勇君紹介(第九三一号))

同(瀬長龜次郎君紹介(第九三二号))

同(田中美智子君紹介(第九三三三号))

同(辻第一君紹介(第九三四号))

同(寺前巖君紹介(第九三五号))

同(中路雅弘君紹介(第九三六号))

同(中島武敏君紹介(第九三七号))

同(野間友一君紹介(第九三八号))

同(東中光雄君紹介(第九三九号))

同(不破哲三君紹介(第九四〇号))

同(藤田スミ君紹介(第九四一号))

同(藤原ひろ子君紹介(第九四二号))

同(正森成二君紹介(第九四三三号))

同(松本善明君紹介(第九四四号))

同(村上弘君紹介(第九四五号))

同(矢島恒夫君紹介(第九四六号))

同(山原健二郎君紹介(第九四七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○戸沢委員長 これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日、最高裁判所大西事務局長、山口総務局長、櫻井人事局長、町田経理局長、泉民事局長、吉丸刑事局長、早川家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○戸沢委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、趣旨の説明を聴取いたします。林田法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○林田國務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の数を増加しようとするものでありまして、以下、簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、簡易裁判所における民事訴訟事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、一方において地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件及び破産事件並びに簡易裁判所における民事訴訟事件及び督促事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官以外の裁判所の職員を六十二人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十七人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○戸沢委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上高男君。

○坂上委員 裁判所職員定員法に関する質問をさせていただきますか。

まず、裁判所の定員についてでございますが、この法案を見ておきますと、各地方裁判所、簡易

裁判所ごとの定員というものがこの条文を見てもわからぬわけでございますが、一体裁判所の定員というのはどういうふうな形で定められているのか、お聞きをいたしたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所職員の定員につきましては、法によりまして、裁判官につきましては高等裁判所判事、判事、判事補、簡易裁判所判事の職種別に定員が定められております。裁判官以外の裁判所職員につきましては、そのような職種別ではございませんで、トータルいたしました員数について定められているわけでございます。

法律の定め方はそのような定め方になっておりまして、現実の問題といたしましては、各裁判所別の配置の定員というものは具体的に定めているわけでございます。

○坂上委員 配置定員というのは、通常言葉の中であるようにございしますが、どういう意味を持ちますか。

○山口最高裁判所長官代理者 法律で定められたとした法律定員、これは予算で定められた予算定員とも合致するわけでございますが、その枠の中で各庁別にそれぞれ事件の状況あるいはその庁における配置された人員の状況その他もろもろの要素を勘案いたしまして、各庁別に幾らもの定員を配置するかを定めておりますのが配置定員でございます。

○坂上委員 いただいております法律案関係資料をごらんいただきたいのでございますが、これによりまして、例えば十七ページ、地方裁判所の現定員、例えば書記官四千九百二十七名、それで改正後の定員が四千九百三十七名、これは、そういったしますと、裁判所全体の、地方裁判所の定員の合計数でございますか。それで、それがそうだといたしますと、今度これを各地方裁判所別に分けるのはだれが定めるのでございしますか。

○山口最高裁判所長官代理者 法律案関係資料の地方裁判所の項に記載されております書記官につきましては、これは簡易裁判所を含めました地方

裁判所及び簡易裁判所に配置されております書記官の定員を示しているわけでございます。これを各庁別に振り分けるということは、これは最高裁判所において定めております。

○坂上委員 最高裁判所で、いつの時点で毎年定めるのですか。それもお聞きをいたしたいと思います。

そこで、そういったしますと、ことしはこの配置定員というものが、政府予算原案では地方裁判所の場合十名書記官が認められておられるわけでございますから、この十名がそっくりどちらかの地方裁判所に配置定員として配置をされるのでございしますか。

○山口最高裁判所長官代理者 前段に対するお答えでございますが、毎年予算が成立いたしましたして実施されますのが四月一日からでございます。それに合わせまして定員法の御審議も三月中にお願いたしましたして、四月一日施行ということになっておりますので、それを踏まえまして毎年度の配置定員は四月一日付ということ定めております。

後段の御質問に対するお答えでございますが、今回の定員法を可決していただきましてこの十名の増員が認められました場合には、地方裁判所及び簡易裁判所の中で必要な部分にこの増員分の書記官を配置することになろうかと思っております。

○坂上委員 ことしは、そういったしますと、裁判官それから書記官を含めまして、きょう提案のありました簡易裁判所判事五名、裁判所職員が二十五名の増員、こうなつたわけでございますが、これは概算要求のときはどれぐらいの人数要求でしたか。

○山口最高裁判所長官代理者 概算要求の段階におきましては、これは八月三十一日に要求書を内閣の方へ送付しなければならぬ扱いになっておりまして、その時点におきましては、簡易裁判所判事五名、書記官及び事務官四十四名、合計四十九名の増員の要求をいたしておりました。

○坂上委員 そういたしますと、今回の定員法の

改正は要求人員よりも減らされた、こういうことになりませんか。

○山口最高裁判所長官代理者 書記官、事務官の一般職の増員要求は四十四名いたしました。内閣の方で定員削減計画を立てておられまして、私どもの方もそれに協力という形で司法行政事務の簡素化、合理化を図りまして三十七名の定員削減を行う。そういったしますと、四十四名から三十七名を差し引きました七名につきまして純増の要求になっておられるわけでございます。今回の定員法においでお願いいたしておりますのは一般職につきましては合計二十五名の増要求でございますから、私どもが当初予算要求いたしました数よりは上回っているわけでございます。

○坂上委員 これはまた、要求もしないのにふえたというのはどういふわけでございますか。

○山口最高裁判所長官代理者 御承知のように、昨午管轄法の改正法の御審議をお願いいたしましたわけでございます。九月に入りまして、当委員会においても可決していただきました。参議院法務委員会におかれても可決されたわけでございます。その際、簡易裁判所の設立の趣旨にかんがみ、その機能の充実を図るため、簡易裁判所の人的、物的施設の整備を努めること、こういうような御趣旨の附帯決議をいただいたわけでございます。

私ども、それを踏まえまして、今後の簡易裁判所の機能の充実を図るため簡易裁判所の人的、物的施設の整備をいたしたいということを財政当局にも申し上げまして、その過程の中で増要求をいたしました結果、先ほど申しましたように、一般職員二十五名の増ということになったわけでございます。

○坂上委員 こういうのはあれですか、概算要求はわかりましたけれども、政府原案が決まる前の皆さん方の要望でございますが、これは文書でやるものですか。

○山口最高裁判所長官代理者 これはいろいろな形があるように聞いておりますけれども、文書で

やる場合もございますし、口頭でやる場合もございます。今回は口頭で行っております。

○坂上委員 私たちの方も職員の方々の労働過重等を考えてみまして、もっと大蔵当局に、裁判所でございますから、強力にその必要の人員というものは要請をしていいのじゃないか、こう実は思っております。

大臣、今おっしゃったような経過があるわけでございますが、特に司法の充実というふうな意味におきまして、裁判所の職員は人員が余っているなどということは全くありませんで、大変な事実上の欠員というふうな状態で労働過重が出てきておるのではなからうかと思っております。以下、具体的にこれをお聞きをいたしますので、この段階でひとつ裁判所の定員の増加ということに對しまして、まず大臣としての御所見を承っておきたいのです。

○林田國務大臣 裁判所の判事その他の職員が大変繁忙の中で努力をさせていただいております。ことはよく承知をいたしております。

それで、この人員の問題は最後に大蔵大臣との大臣折衝が行われます。また、その前には総理府が大体、かつての行政管理庁であります。人員につきましても、法務大臣といましては、側面から裁判所の定員の増加につきまして総理府やあるいは大蔵大臣に對しましてお願いをいたしまして努力をしておるところでございます。今後とも十分ではありますので、さらに大いに努力をいたしたいと思っております。よろしくまたお願いをいたします。

○坂上委員 それでは今度は各論に入りますが、まず執行事件、それから破産事件、督促事件、これの職員、裁判官の勤務状況でも申しませうか、人員の不足でも申しませうか、今現在どんなふうな見方をなさっておられるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

○山口最高裁判所長官代理者 まずその前提とい

たしまして、御指摘の各種の事件の動向でございますが、これは法律関係資料の二十四ページから二十六ページに記載されているわけでございますが、民事執行事件、それから破産事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件、いずれにつきましても近年若干事件が減少してきた面もございまして、従前に比べますと事件数の増加が著しくございまして、また、破産事件につきましても関係当事者が多数おります会社破産事件が増加しております。これに伴いまして送達関係事務、当事者等からの照会への対応事務あるいは配当計算事務等、主として裁判官の補助機構であります書記官、事務官等の事務が増加しているわけでございます。そこで、今回これらの書記官、事務官を中心といたしまして増員をお願いしているわけでございます。

これらの事件の適正迅速な処理につきましては、これまで事務処理体制及び事務処理手続の整備充実を図りますとともに、増員につきましても最大限の努力をいたしましたわけでございます。昭和五十八年以降、執行事件につきましては判事十四人、一般職員五十三人、破産事件につきましても判事十人、一般職員二十人、簡易民事事件につきましても一般職員三十二人、督促事件につきましても一般職員三十五人、そのように増員措置をとってきておりまして、判事につきましては、執行事件につきましても先ほど申しました十四人、それから破産事件につきましても判事十人というように増員を図ってまいりましたので、今回は執行事件、破産事件につきましても判事の増員ではなく書記官、事務官の一般職の増員を中心としてお願いしているところでございます。

○坂上委員 私は実務も若干関与しておりますが、執行事件、破産事件、督促事件、これは決して迅速に行われているとは思えないわけでございます。その大きな原因は、やはり職員、裁判官ともに人員の不足がその大きな原因になっているのじゃないか、こう私は思っておりますので、ひとつ一層の充実方を特に要望をいたしておきたいと思

思っております。さて、今度は簡易裁判所の充実強化についてでございますが、昨年簡易裁判所の統廃合が法律で決定をいたしましたわけでございます。この附帯決議の中で充実強化が言われておるわけでございますが、この具体策について今どのようなことを検討なさっておるか、御答弁いただきたいと思っております。

○山口最高裁判所長官代理者 現在考えているところを申し述べさせていただきます。最初に、人的施設の充実強化でございますが、現在、独立簡易裁判所の裁判官の非常駐庁というのが百四十一庁ございます。統廃合によりまして、このうちの九十庁が統合されまして、五月一日以降残ります裁判官非常駐庁は五十一庁となる勘定でございます。これらの裁判官非常駐庁のうちには、事件数が非常に少のうございまして、裁判官を常駐させるわけにいきませんで他庁からの補体制で賄うのが適当な庁もある程度ございまして、それらの庁を除きまして、今後の事件数の動向等も踏まえまして、できるだけ常駐化していきたいと考えております。その給源をいたしましては、現在廃止される予定の簡易裁判所に配置されている裁判官が十一名程度ございまして、今回増員をお願いいたしております簡易判事五名をあわせて考えていきたいと思っております。増員が、他に繁忙庁の手当て等もしなければなりませんので、六十三年度には、この簡易判事五人の定員増が認められます場合には、常駐化の数は独立簡易七庁、支部併置簡易一庁、合計八庁について常駐化を図りたいと考えております。

それから次に、裁判官以外の一般職員の充実でございますが、廃止予定庁に配属されております職員、一般職は約二百八十人ございまして、そのうちの約二百人を主として簡易裁判所に配置することによりまして、その充実を図っていききたい。それから、今回増員をお願いいたしております簡易裁判所の事務官十八名につきましても、増員が認められました場合には簡易の充実には振り充てたいというふうに考えております。

次に、物的施設の充実強化でございますが、昨

年管轄法改正法案を提出いたしました時点で、昨存続する独立簡易のうち未整備庁舎は三十二庁でございます。六十二年度予算でそのうち二十一庁については庁舎が新営されまして、あるいは現に新営中でございます。残る十一庁でございますが、六十三年度予算におきましては、そのうち七庁の新営を予定いたしております。残る未整備は四庁ということになるわけでございますが、これらにつきましても可及的速やかに整備を図りたい。他方、機械あるいは器具による簡易の冷房設備の整備も進めていきたいというふうに考えております。

それから手続、運用面につきましては、簡易の機能の充実強化を図りますために、受付窓口につきましても受付カウンターを設置いたしますとか、あるいは訴訟手続、調停手続の概要をわかりやすく解説したパンフレットを備えつけ、あるいはそれ等の申し立ての定型書式あるいは記載例等も備えつけるなどいたしまして、国民の皆さんが容易に簡易裁判所の手続を利用できるように体制づくりを図っていききたいと考えているところでございます。

その他細かいことはいろいろございまして、長期的な検討を要する事項につきましては、継続的に検討を進めて充実を図っていききたいというふうに考えております。

○坂上委員 では具体的に、今度は国民の立場から見た具体策をお聞きしたいと思っております。

まず夜間調停、これは一体どの程度御計画をお持ちでございますか。それから口頭受理、これについてはどういふ対応をされる予定なのか。それから相談業務の充実でございますが、これは従前よりもどの程度充実させるような対策を講ぜられるのか。それから窓口の改善すべきところがあるかどうか。こういう点の具体策について、お考えと今後の方針についてお聞きをいたしたいと思っております。

○山口最高裁判所長官代理者 まず最初に御指摘

の夜間調停の実施でございますが、これは利用者に対するサービスの一環として今後検討を加えていくことになるわけでございます。当面は、東京、大阪等の今回の大都市簡裁の適正配置によりまして、人員の面でもあるいは設備の面でも充実されることになる大都市簡裁での実施がその検討の対象になるかと思っております。そういうわけでございまして、とりあえずはこの夜間調停はある程度先のこととして検討を進めていかなければならないと考えております。

それから、その次に御指摘の口頭受理の問題でございます。口頭受理は、坂上委員先刻御承知のように、当事者が裁判所の窓口へ参りましていろいろ相談をし、かつ自分の訴えたいところを申す場合には、かなりの時間をかけて解きほぐしながら聞いていかなければならない面が多面あるわけでございます。しかも、かなりの希望者があります場合には、それをある程度効率的に処理していかねばならない面がございます。

そういう点からいいますと、純粹の口頭受理というよりは、当事者が簡単に記入できるような定型の用紙を参考にしながら適宜記入をして申し立てができる、そういうふうな体制整備の方が何よりも肝要であろうかと思っております。従来諸種の申し立て用紙がございましたけれども、なかなか書きづらい点もございましたので、今回いろいろ工夫を加えながら、当事者にとっては非常にわかりやすく書きやすい各種の申し立て用紙を用意いたしました。また、記載例等もわかりやすい記載例を置くことによりまして、当事者がごらんいただくながら、そのような定型用紙を利用して申し立てが容易にできるような方針に重点を置いて考えていきたいと思っております。

受付相談の業務の充実につきましても、やはり今回の適配実施を契機といたしまして、人的体制も充実を図らなければならぬ。受付の窓口の方にベテラン書記官を配置するとか、あるいは相談

についてのいろいろなマニュアル等も考えまして、この相談業務の充実ということを図っていきたくと思っております。

そのような形になりますと、いろいろ人手の問題が出てくるわけでございまして、先ほど申しましたように今回の適正配置の実施によりまして、廃止庁に配置されております二百八十名ぐらいの一般職のうち二百名は簡裁に振り向けまして、今申しましたような窓口業務の充実等々の面に活用を図っていきたくと思っております。

それから、その次に御指摘の口頭受理の問題でございます。口頭受理は、坂上委員先刻御承知のように、当事者が裁判所の窓口へ参りましていろいろ相談をし、かつ自分の訴えたいところを申す場合には、かなりの時間をかけて解きほぐしながら聞いていかなければならない面が多面あるわけでございます。しかも、かなりの希望者があります場合には、それをある程度効率的に処理していかねばならない面がございます。

そういう点からいいますと、純粹の口頭受理というよりは、当事者が簡単に記入できるような定型の用紙を参考にしながら適宜記入をして申し立てができる、そういうふうな体制整備の方が何よりも肝要であろうかと思っております。従来諸種の申し立て用紙がございましたけれども、なかなか書きづらい点もございましたので、今回いろいろ工夫を加えながら、当事者にとっては非常にわかりやすく書きやすい各種の申し立て用紙を用意いたしました。また、記載例等もわかりやすい記載例を置くことによりまして、当事者がごらんいただくながら、そのような定型用紙を利用して申し立てが容易にできるような方針に重点を置いて考えていきたいと思っております。

受付相談の業務の充実につきましても、やはり今回の適配実施を契機といたしまして、人的体制も充実を図らなければならぬ。受付の窓口の方にベテラン書記官を配置するとか、あるいは相談

思っているものが果たして予算要求の中で出てくるかどうか、いささか私には不安を感じるわけでございます。でありますから、具体的にせめて夜間調停をいつやるかということぐらいはめどが立ちません。

山口最高裁判所長官代理者 夜間調停につきましましては、法案を提出いたします前の段階の三者協議あるいは法制審議会におきましてもいろいろ議論を交わしたわけでございますが、夜間調停を必要といたしますのはやはり都市部の簡易裁判所でございます。かつて夜間調停を実施したことがございまして、地方等におきましてはそれが先細りとなって消滅してしまつたというような経緯もございまして、夜間調停のニーズというものはやはり都市部の簡易裁判所であろうかと思っております。

都市部の簡易裁判所におきましては現在その集約を図る改正法の施行を前にしているわけでございますが、それにつきましては庁舎の整備その他の状況がございまして、施行期日は政令にゆだねられておられるわけでございます。私どもの予定いたしましたしましては、大都市簡裁の庁舎が建ち上がるのが相当先でございます。その段階までにいろいろ検討を進めまして、庁舎が建ち上がりまして大都市簡裁が動き出しますときに、そのようなニーズにこたえるようにいろいろ検討を進めていきたいと思います。

○坂上委員 ちよつとここで角度を変えた質問で大変恐縮でございますが、入国管理局に御質問申し上げたいと思つております。

黄耀慶君に関する強制送還出国について東京地方裁判所が停止の決定をいたしました。この事件の概要についてちよつとお話をいただきたいと思つております。

○熊谷政府委員 事案の概要について答弁させていただきます。

黄耀慶さんのケースでございますが、この人はいわゆる入管行政上インディシナ系華僑として取り扱われる人のケースでございます。

この黄耀慶さんは、昭和五十年四月、祖母、兄弟

ら六名とともに漁船でベトナムを離脱いたしました。同年五月台湾の軍艦に救助され、その後台湾でその他の家族も合流いたしました。家族、お父さん、ママ、それから他の兄弟らとともに約四年間台湾で生活をいたしております。その間、両親とともに台湾の国籍を取得いたしております。そして、台湾政府から黄耀慶さんは当時の本名である黄春瑞という名義の正規の台湾旅券を取得の上、五十四年四月十二日に、日本で就労をする、稼働をするという目的を秘匿いたしました。観光客として本邦に入国いたしました。日本においては中国料理店等の皿洗いをいたしました。この間約半年の間日本で不法に留まっております。この間約半年の間日本で不法に留まっております。この間約半年の間日本で不法に留まっております。

その後、さらに四年間台湾で生活をいたしまして、昭和五十九年一月に至りまして、今度は名前を変えまして黄耀慶という名前前で台湾旅券を取得しまして、再び就労目的あるいは稼働目的を秘匿いたしました。観光という資格で本邦に入国し、皿洗いとか調理士見習いとして入管法上不法に就労していた人でございます。この間約一年ちよつとの期間でございますが、本邦に不法に留まるといふことになりまして、

その後、さらに四年間台湾で生活をいたしまして、昭和五十九年一月に至りまして、今度は名前を変えまして黄耀慶という名前前で台湾旅券を取得しまして、再び就労目的あるいは稼働目的を秘匿いたしました。観光という資格で本邦に入国し、皿洗いとか調理士見習いとして入管法上不法に就労していた人でございます。この間約一年ちよつとの期間でございますが、本邦に不法に留まるといふことになりまして、

その後、さらに四年間台湾で生活をいたしまして、昭和五十九年一月に至りまして、今度は名前を変えまして黄耀慶という名前前で台湾旅券を取得しまして、再び就労目的あるいは稼働目的を秘匿いたしました。観光という資格で本邦に入国し、皿洗いとか調理士見習いとして入管法上不法に就労していた人でございます。この間約一年ちよつとの期間でございますが、本邦に不法に留まるといふことになりまして、

その後、さらに四年間台湾で生活をいたしまして、昭和五十九年一月に至りまして、今度は名前を変えまして黄耀慶という名前前で台湾旅券を取得しまして、再び就労目的あるいは稼働目的を秘匿いたしました。観光という資格で本邦に入国し、皿洗いとか調理士見習いとして入管法上不法に就労していた人でございます。この間約一年ちよつとの期間でございますが、本邦に不法に留まるといふことになりまして、

がないという旨の法務大臣裁決がございました。同年四月二十三日に退去強制令書発付、これに基づき收容されるということになって現在に至っているわけでございます。

同年七月二十三日、この大臣裁決等を不服といたしまして、東京地裁にこの裁決及び退去強制令書発付処分を取り消しを求める行政訴訟を提起いたしました。あわせて退去強制令書の執行停止を求めるといふ申し立てをいたしました。その年の十一月十七日に東京地裁は、同申し立てに對し、退去強制令書のうち送還部分に限って、一審判決が言い渡された日から一月月を超過する日までこれを停止するという旨の決定を行いたしました。

その後、本案は、現在東京地裁において引き続き審理中でございます。一審判決までには、なお相当日数がかかるものと考えられます。

○坂上委員 さて以下は、もう今度は簡単に御答弁いただきたいのですが、まずこの事件ですが、裁判所は何で停止になったのですか。何で裁判所が停止しました。この理由を簡単に言うてくださいますか。

○熊谷政府委員 これは今申しましたように、本案が終結いたしました。一審判決が出るまでには若干の時日がかかるということでございます。その間に強制送還をされまますとこの裁判の審理の係属が難しくなるということでございます。裁判所はその間強制送還の部分について執行を停止するということのような判断をいたしましたものと承知しております。

○坂上委員 裁判所は、強制命令が出て、裁判所に裁判を出し執行停止を出せば、これは全部停止しますか。相当の理由、もっともと思われるという理由がなければこれは停止しないと思うのです。どうですか。実務で特に出入国管理に当たっておりますので、どうもさういふ問題が起きておられるのだと思うのですが、停止をするには裁判所はこういう停止決定は出さないと、思うの

ですが、いかがです。

○熊谷政府委員 裁判所の停止決定でございますので、私もその理由についてそんなに詳しく立場にございせんが、決定のときの理由書、決定書というのを見ますと、「理由」というところにこう書いてございます。(坂上委員「簡単にいいですか」と呼ぶ)簡単に申し上げます。「相手方が」「申立人に発付した退去強制令書に基づく執行は、送還部分に限り、本案事件の判決が確定するまでこれを停止する。」というふうな理由書に書いてございます。それ以外に書いてございせん。理由の本文でございます。

○坂上委員 ちょっと私の質問を御理解ない答弁じゃないかと思うのでありますが、そういう停止決定が出たということはわかっているのです。

(委員長退席、達沢委員代理着席)
その停止決定が出るに至ったところの理由を裁判所はどう述べているか。法務当局が判断したのと裁判所の考え方というのとは別じやないか。そもそもこういう出入国管理における法務省における行政に間違いがあったのではないか、こういうことを判決は指摘をしていると私は思うのであります。

そこでお聞きをいたしますが、昭和五十六年五月二十二日の九十四回の衆議院委員会におけるインドシナ流民に対する、いわゆるインドシナ流民取り扱い方針というものがきちっと出されたわけでございますが、この方針は一体どういうものであったか。簡単にいいです。そして、これはいつ変更になったのか。私は変更になっていないと思っております。裁判所も、これはこういう方針が決まっているのだ、したがってこの方針に基づいて相当数のインドシナ流民が特別在留許可を受けている、この指摘をするわけでございますが、一体流民取り扱い方針はどういうものであったのか、この後方針が変わったのか、お聞きをしたいと思います。

○熊谷政府委員 御指摘の、当委員会において昭和五十六年五月二十二日に当時の政府委員から申

上げまして明らかにされましたこのインドシナ流民、インドシナ系華僑の取り扱い方針を簡単に御説明申し上げます。

これは、第一に、インドシナ三国の旧旅券で本邦に入国し、そのまま不法残留となっている者については、帰る国がないという事情を考慮して在留を特別許可する。これが第一。第二が、台湾、タイ等の第三国旅券を所持していても、それが他人名義の旅券を不正入手するなどのものである場合には、これと同様に扱うものとする。特別在留許可は、この場合は出るといふふうに申しております。第三に、台湾旅券等を正規に取得いたしまして本邦に入国している者については、ケース・バイ・ケースで検討いたしまして対処しますが、例えば次のような事情にある者は、特段の忌避事由がない限り、在留特別許可を考慮するということになっております。その一が、日本人または正規に在留する外国人と親族関係にある者。二が、両親、兄弟等が現に第三国の難民キャンプに收容されているなどのために、本邦から出国しても適当な行き先がない者。三に、その他特に在留を許可する必要があると認められる者。

以上が取り扱い方針でございます。この方針はその後変更がございせん。現在においてもケース・バイ・ケースに適正に対処しているところでございます。

○坂上委員 さて、この人はインドシナ系華僑であることは間違いなくと思うのですが、それから今お読みになりました、日本人または正規に在留する外国人と親族関係にある者、弟さんが日本人と結婚しておられますが、これは間違いなくと思うのですが、この条文に該当する人でないかと思われま

すが、この二点、いかがですか。

それと、今の条文にその結果当たるとは、ないかという御質問でございますけれども、親族関係にあるということについて、まさに同じ法務委員会、衆議院の五十六年十一月の国会でござい

ますが、同じ政府委員からこのようにこの親族関係という規定の条文の解釈につきまして答弁をいたしております。これを読ませていただきたいと思います。「処遇方針の三の一に掲げております、日本人または正規に在留する外国人と親族関係にある者」と言いますのは、これは民法上の親族関係を言うものではございせん。と答弁しております。私も私どももいたしましては、家族の離散をなるべく防止して、人道上の配慮をしようという考えに基づいてこういうことを立てたのである。したがって、ここに言う親族関係というのは、夫婦であるとか親子、兄弟であって、生活上お互いにある程度の依存関係が認められる場合を想定しているものである。実際の運用はケース・バイ・ケースで個々にその人の状況を総合的に判断して弾力的に考えていくというふうな答弁いたしておりますので、当時の政府委員の考えもこのように解釈に基づいて行われたものでございまして、現在でもその点は変わりはないと思っております。

○坂上委員 さて、今言ったようなことはまさにそのとおりだと思うのです。民法上の親族などという厳格なことを言わないで、幅広くこれを解釈しようとしてやっております。これも大変結構です。でありますから、この黄さんというのは、はいわばインドシナ系の華僑であること、それから兄弟が日本に在留してしかも日本人と結婚をなさっているということ、そんなような観点から見てもみまると、この人を果たして強制退去させる必要があるかどうか裁判所は疑問に思ったのじやないか、こう思うわけでありませぬ。

そこで、裁判官はこう言っているわけでありませぬ。前記のインドシナ流民取り扱い方針等に照らし、本件について法務大臣が申立人に特別在留許可を与えなかつたことに裁量権の範囲の逸脱又は

濫用がなかつたかどうかは、更に本案訴訟における申立人の中国国籍取得の経緯、台湾における生活状況、申立人の本邦への入国の目的、在留状況、台湾在住の申立人の親族の生活状況、前記インドシナ流民取扱方針の内容、その運用状況、同種事案についての取扱事例等についての本格的な審理を待つほかはなく、現段階において法務大臣の異議申出棄却判決に違法がなく、ひいては本件退去強制令書発付処分に違法がないと断定することはできないものというべきである。

こう言っておるわけでありませう。いわゆる法務省の退去強制令書発付の処分に間違いがあるかも知れない、こう言っているわけでありませう。だから停止をする、こう言っているわけでありませう。だから今局長が、本案が提起をされた、しかももう送還されたのでは利益がなくなるから、回復したい損害になるからとかくストツプがあつたんだ、こういう程度のことでありませうが、裁判所はそう言っていないのです。どうもいろいろの観点から見てみると、この問題は法務省の方で間違いがあるかも知れない、よつてちよつと待つてくれ、そして本格的な審理をしよう、こう裁判所が言っておるわけでありませう。

そこで、今収容所におるそうでございますが、どれくらいかかるか、ことしいっぱいかかるか、あるいは来年にかかるか知りませんが、とにかく収容所の中に入れておられるわけでありませう。そこで先般、仮釈放、仮放免というのですかの申し立てが出たそうでございます。却下されたそうでございます。

一体この仮放免はどういう場合に出せるのか。例えば病気で収容に耐えられないとか、あるいはその他もろもろの事情によつて仮放免がなされることと規定があるようでございます。まさに本件の黄さんの場合は、ここまで停止が出たのです。しかも、インドシナ流民取り扱いに該当する人かもしらなぬのです。そういうような人でストツプがかかった。おまえはその結論が出るまで収容所

に入っているというの、仮放免の趣旨からいってどうも乱用の疑いがあるんじゃないか、そんなふうには私には考えませんが、いかがですか。

○熊谷政府委員 御指摘のように仮放免許可申請というものが昭和六十二年十二月三日に出されております。その際の申請理由は「弟が在留特別許可を得て日本に定住している」ということ、それから「在留を希望し、退去強制令書等取消請求訴訟を提起しているが勝訴の可能性が大きい」というふうな言っております。その他、「収容が七か月となり、上記訴訟も長期化が見込まれる」というようなことで申請がなされました。

仮放免という制度がどういふものであるかというお尋ねでございますので、まずその点について簡単に御説明させていただきますと思ひますが、この制度は、収容令書または退去強制令書が発付され、それによつて収容されている者につきまして、幾つかの理由に基づきまして仮放免をするという制度でございます。一つが、今坂上先生おっしゃいました健康上の理由、それから第二が、送還の直前ないし自費出国をするという意思がございませう場合にその出国準備のために必要である場合、そういう場合はその収容を継続することが相当でない認められるわけでございますが、そういう場合に一たんこれを解くという制度でございます。

まれに過去において国籍国、つまりこの場合は台湾でございますが、国籍国が引き取りを拒否するとういような人の場合がございませう。そういう引き取り拒否を国籍国がいたしません場合には、これは送還が困難になるといふことになりませうが、さらにそういう場合には収容自体がかなり長期に及ぶ場合になるわけでございますが、そういう場合に人道上の配慮を要するといふ状態になるわけ、そのような場合にも仮放免をしております。

さらに、将来において在留特別許可を与える可能性が大であるとういように行政府側が判断いたします場合に仮放免をすることがございませうが、この黄輝慶さんの場合、私どもの判断といたしま

しては、ただいま申し上げましたいずれの場合にも該当しない、したがつて仮放免すべき理由がないというふうな判断をいたしまして仮放免を認めなかつたとういことでございます。

○坂上委員 これは課長さんで結構でございますが、仮放免の条文をちよつと読んでください。○熊谷政府委員 五十四条、ちよつと長いのですが、「収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。」一、「入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の状況及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。」それから三は、「入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。」……

（坂上委員「結構です」と呼ぶ）よろしゅうございませうか。

○坂上委員 どうですか。今お読み上げのとおり、法務省といたしましては二つのようでございます。一つは、収容所に収容することが病気で耐えられないとういこと、いま一つは、参りまして、もう任意に退去するから準備のために出してくれないか、この二つのようでございます。どうですか、あの条文の趣旨は、情状によりと書いてあるわけでありませう。情状というのはどういうことかといひますと、今裁判所が停止決定として出した、私はまさにこのとおりになるだろうと思つたのです。いわばインドシナ流民の特別在留処分の

該当者に当たるんじゃないか、こう思つておるわけでありませう。また幾つもの例を挙げたしましても、どうもこれに当たる、裁判所もどうもそれじゃないか、こう言つておるわけでありませう。でありますから、本裁判の結果によらなければなりませんけれども、それまで三百万以下の保証金あるいはまた皆様方の身柄の引き受け、これによつて仮放免をしてもいいとういようなのはその条文から言えると思つておりますが、どうも法務省の見解とすると、病気または任意に出ていくならば出すよ、あとはおまえたちは収容所の中に入つておれ、その間裁判所で裁判をして一年、一年半かかるとういことになりませうと、どうもこれらの人たちにとっては大変気の毒な状況じゃないか、どうも法の趣旨に合わないのではなからうか、実はこう思つておるわけでございます。

局長、もう一度御検討いただきたいと思つた、ひとつ大臣、そういう状況で、これは再度御調査の上御検討いただかなければならぬ問題だと私は思つております。本場に法務当局はこれは裁判に勝つてという自信がございませうか。

○熊谷政府委員 裁判のことでございますので、予断を申し上げるわけにはいきませんが、本案の裁判におきまして政府側は政府側の考えを述べております。

それと、先生今御質問になられましたもう一つのところでございますけれども、停止決定の際の経緯をよく見てみますと、先生がさつきお読み上げになりましたように、本格的な審理を、情状その他について待たなければいけないとういことでございますので、我々も待つとういことでございます。

でございませう。
○坂上委員 大臣、最後でいいですが、申し立てをしたのは送還の停止だけでございませう。そのほかのものも却下しやないでございませう、仮放免のことについては。

○熊谷政府委員 この決定書をもつておりませうけれども、収容部分の執行停止も申し立ての中に入っているわけではございませう、全面停止でございませうから、それで、裁判所はそのうちの収容部分については却下したというふうには私どもは考えております。

○坂上委員 局長、その主文の次の理由を読んでください。理由ではっきり書いてある。「本件申立ての趣旨は、相手方が昭和六二年四月二三日付で申立人に発付した退去強制令書に基づく執行は、送還部分に限り、本案事件の判決が確定するまでこれを停止する。」との裁判を求め、「こう書いてある。全部とは言っていないのです。」

〔逓送委員長代理退席、委員長着席〕
停止にさえないならば、今度五十四条を使えば仮放免になる、こう思つてこの手続をとつていられるのでございませう、却下になつたわけではありませう。求めていないだけなんです。これはもう停止させれば法務省で仮放免していただけるんじゃないか、それが、こういう理解のもとでやつていられるのでございませう、ひとつもう一度見直しをしていただきたい。

もう時間でございますから、最後に大臣から、そういう状況を踏まえて再検討されるかどうか御検討賜りたいと思つております。

○林田国務大臣 裁判所におきまして今審理中でありますから、裁判所の判決を待たなければなりません、十分検討をいたします。

○坂上委員 局長、どうですか、さつきおっしゃつた申し立ては。

○熊谷政府委員 先生今お読み上げになりましたのは裁判所の決定の理由でございませうが、「送還部分に限り、本案事件の判決が確定するまでこれを停止する。」というのが申し立ての趣旨のよう

に書いてございませう。

○坂上委員 そうでございませう。でありますから、二つの申し立てをして送還部分だけ停止になつたんだ、仮放免の方については裁判所は却下したんだとは決して書いてないわけではございませうから、法務大臣が今御答弁になりましたとおり、どうぞもう一遍よく御検討の上、とにかく収容所に入れられつ放してございませうし、やはり人権にもかかわる問題でもありますから、ひとつ十分な御検討をくださるようお願いをいたしまして、時間があるう過ぎおぼろげでございませうから、終わります。ありがとうございました。

○戸沢委員 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 きょうは裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の質問なものですから、それに関連する二、三の基本問題について最初にお聞きしたいと思つてございませう。

これは大臣から最初にお答え願つた方がいいと思つてございませう、近ごろ法曹一元化、一元化といふことがいろいろ言われておられるわけなんです、一体この法曹一元化といふのはどういふものなのか、なぜそういうことが言われるようになったのか、それが一体実効を上げていられるのかないのか、というふうなことをお聞きするわけなんです。今最初に言つた法曹一元化とは一体何なのか、どういふ理由でそれが設けられたのか、こういうことからお答え願えればと思つてございませう。

○清水(逓送)政府委員 お答え申し上げます。法曹一元という言葉、これは戦後、特に英米流の司法制度が日本に入ってきたということが一つの大きな契機になつていふかと思つてございませう。

法曹一元という言葉が具体的に何を意味するかといふこと自体についても大變議論があるようございませう、実は先生よく御存じのことだと思つてございませう、例の臨時司法制度調査会におきましても、法曹一元といふのは何であるかといふことが大變議論になつたわけではございませう。ただその際、臨時司法制度調査会設置法の中では、

特にこの法律の中における法曹一元という言葉についてはどういふことを意味するかといふことを定義したしてございませう、その法律の規定による定義によりまして、裁判官を裁判官以外の法律職種に従事している者から任命するの原則とする制度である、こういうふうには法律は定義されていられるわけではございませう。

そういたしますと、その場合、裁判官以外の法律職種として典型的に考えられたのは、この臨時司法制度調査会の議論等を背景にいたしまして、これは弁護士であるといふことになるわけではございませう。つまり、法曹一元といふ言葉のいろいろ定義の仕方があつたわけではございませうけれども、一般的に法曹三者の中で使つていられる場合、法曹一元といふ言葉は、原則として弁護士の中から裁判官を選任する、こういうことだと思つてございませう。

これは、実はアメリカあるいはイギリスにおきましては、現実に弁護士の中から裁判官が選任されることになつていられるわけではございませう、戦後英米流の司法制度が入つてきたのと軌を一にしてそういう法曹一元論が出てきたといふことも符合するわけではございませう。

この法曹一元を我が国においても採用すべきであるといふような議論が一つの契機になつて、昭和三十七年でしたか、臨時司法制度調査会といふものが設置されたわけではございませうけれども、その中で大變いろいろ議論がなされました結果、我が国の現状におきましては、まだそういう意味における法曹一元を実現するための基本的な諸条件といふものが整備されていらない、こういうふうな結論が示されたわけではございませう。それで、さらに、具体的な、いつになつたらそういう基盤が整備されることになつたかといふようなことも議論されたようではございませうけれども、その点につきましても具体的ないつまでになつたかといふ基盤が整備されるというふうには結論づけることはできない、そういうことになつて、したがつて、法曹一元といふのは実現されれば非常に結構な制度であるけれども、現状ではまだその状況を満た

してない。むしろ臨時司法制度調査会の意見がたしましては、望ましい制度であるから、そういうことを念頭に置きつつ、そういう基盤が整備できるような方向でこれからお互いに考えたらどうかといふような最終的な御意見だつたといふふうには私どもは理解してございませう。

そこで、法曹一元が実現するための諸条件といふのは一体何なのかといふことになるわけではございませうが、臨時司法制度調査会の意見書で示されているいろいろな意見を通覧いたしますと、一つには弁護士から裁判官になるルートが確立されるということ、これが大きく言つて一つでございませう。それからもう一つは、そういうふうなことに

ついて国民が納得すると申しますか、国民的なコンセンサスがある、こういうことだと思つてございませう。

まず第一の、弁護士から裁判官になるルートといふことではございませうけれども、これにつきましては、まず弁護士が裁判官になりたいという気持ちがある程度に裁判官の待遇といふものが十分に改善されなければならぬ。それからもう一つは、十分に裁判官になる希望者が出るだけの法曹人口と申しますか、弁護士人口が飛躍的にふえなければならぬ、こういうふうな問題。あるいはまた、法曹一元制度といふことになりませうと、裁判官が全国各地を転勤するといふようなことは非常に問題になりますので、弁護士さんが全国各地の裁判所の各地域に十分に存在して、そういう中からその地域における裁判官が選ばれるといふようなものがなければならぬ。つまり、弁護士の分布が全国的に平均化と申しますか、十分でなければならぬ、こういうふうなことが考えられる。

うふうなことに於いての国民的な合意というものも必要であらうというふうに思われるわけでございます。

法曹一元の基盤となるべき諸条件については、細かいいろいろな議論がこの臨時司法制度調査会におきましてもされているわけでございますけれども、大ざっぱに申し上げますと、その実現のための諸条件というのは私が先ほど申し上げたようなことであり、そういうような条件は、臨時司法制度調査会の答申が昭和三十一年にされたわけでございますけれども、その後も基本的には変わっていない。その間、例えば裁判官、検察官の初任給調整手当が創設されるとか、あるいは三十一年の臨時司法制度調査会の答申を契機にして司法試験の合格者増が若干図られるというような若干の改善はございますけれども、基本的な諸条件の変更は現在もない。そういうことから、最初に申し上げましたような法曹一元はいまだ実現されるに至っていない、こういうふうに私も理解しているところでございます。

○稲葉(誠)委員 今の問題は非常に大きな問題です。この時間であれですから、いろいろな形で今後論じていかなければいけない問題だ、こう思うのです。

そこで、裁判官の問題で二、三お聞きをいたしたいのは、前々から私が疑問に思っておりますことは、裁判所の所長の仕事ですね、任務といいますが、司法行政と言えども、一体どこまでが司法行政で、それを越えるものとなると司法権の独立を害するとか、その限界は一体どこにあるのかというのを絶えず疑問に思っているのですが、たまたま「裁判官懇話会報告(2)」というのがあります。「あるべき裁判をもとめて」というので、これはちよつと古い本なんです、判例時報社から出ているのですが、この中にある裁判官が「単独事件を持って感じたことについて、次のように報告した。」としていろいろあるわけですね。「現在、週単独が一開廷、そして合議が大体一・五開廷という日程であるが、手持事件はこの四月

以来、二二〇から二四〇位、そして当庁の場合、新受が大体二〇〇事件というのが現状である。こういうのですが、そこで、当庁でも、毎月いわゆる成績表が回ってくる。こういうのです。更に、年二回の裁判官会議の際に、いわゆる年間の営業報告、私達はそう言っているが、営業報告をするというふうなシステムになっている。あとずつとこうあるのですが、これはどういふことなんでしょうか。成績表が回ってくる。とか「営業報告をする」といふのは、裁判官が自分でするのだから、そのかよくわかりませんが、具体的にどういふことなんでしょうか。どうも聞いてみたらこういう言葉じゃ言っていないんだけれどもという説もあるし、いや、ただ赤字、黒字ということではなく、なんだということもあるのですが、赤字、黒字ということを含めて、これは一体どういふことを言っているわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所はそれぞれ民刑の部、係別で構成されておられます。それぞれが新受事件を割り当てられまして、その事件の処理に従事しているわけでございます。そこで、それぞれの部、係における事件処理状況をどういふものであるかというものを、司法行政事務を統括いたします所長としては常に把握している必要があるわけでございます。部における事務分配は部で決めるわけでございますが、やはり部における事件処理状況、これは自分も含めまして、右陪席あるいは左陪席の事件処理状況を常時把握しておく必要があるわけでございまして、そのような状況把握に基づきまして、例えば右陪席の負担が重いというようなことになりまして、部の事務分配の定めを若干変更いたしました。裁判長であります部総括の負担割合を少しふやして右陪席の負担を軽くしてやるとか、そういう配慮が必要になってくるわけでございます。そのようなことで各月ごとに新受、既済、未済の結果報告を求めているわけですが、そのことを称して成績表というふうに言っておられるのじやないかと。

いかというふうに考えております。それから、毎年二回の営業報告でございますが、これは大きな裁判所になりますと毎年二回定例の裁判官会議が開かれます。そこで例えば民事部の事件処理状況はこうであるというふうな概括的な説明が所長あるいは所長代行からなされます。刑事の状況はこうであるというふうな形で報告がございまして、その際資料といたしまして各部別の状況というふうなものも配られることがあるわけでございます。そのことを称して営業報告書というふうに言っておられるのではないかとこのように考えております。

○稲葉(誠)委員 裁判官が神聖な裁判に当たって営業報告などという言葉を使うということ自身、ちよつと私は理解できないのですが、これは本当に言ったのは別ですけども、赤字、黒字というのは何ですか。

○山口最高裁判所長官代理者 これも甚だ不適切な表現だと思います。新受に見合います既済をいたしますと、これは収支と申しますとまたおしかりをいただきますが、収支とんとんということになります。新受を下回ります既済ということになりますと、未済事件がふえるわけでございまして、これを称しまして赤字というふうに呼んでおられるんじゃないかと思ひます。それから、新受を上回ります既済件数がございまして未済がその分だけ減ってくるわけでございまして、そのことを称して黒字と俗に呼んでおられるんじゃないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 これは言葉は別として、問題はこういう統計をとっているわけですね。各裁判官ごとにとつていないと言えども、各部の何係と言えどもそれが裁判官だかわかるわけですから、とつていて、そこで例えば未済が多いとか長期未済が多いとなると、ここで問題なんです。ここで問題と言うと何かテレビのクイズみたいであれだけども、ここで問題なのは、所長が呼ぶわけでしょう。呼んで、君のこの未済は多いじやないか、これはどういふわけだ、こう聞く。それは司法

権の独立との関係でどうなんでしょうか、いいのですか悪いのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 各部、係における事件処理状況と申しますものは所長が把握しておられると思ひます。それに基づきまして所長がどのような措置を具体的になさいますか、これはそれぞれいろいろなやり方があるかと思ひます。私もそれを逐一詳細に承知しているわけではございません。場合によりまして、その係を含まず部総括をお呼びになりますと、例えば右とか左の負担が少し多いのじやないか、何か配慮してやる必要があるのじやないかというふうな申し上げることもあるかと思ひます。私のわずかな経験でございますけれども、未済が滞った裁判官を直接呼びつけて、これを何とかしろというふうな形で言われたことは実はないわけでございます。

裁判の独立と司法行政との接点と申しますのは、稲葉委員先刻御承知のとおり、非常に難しい問題であらうかと思ひます。漫然放置しておきますと、その人が未済事件を抱え込んで快々として悩むということもあるわけでございまして、適切な助言をしてさしあげる必要がある場合ももちろんあるかと思ひます。その際には、所長も裁判官でございますから、そのような個々の事件の干渉にわたるようなことはもちろんおっしゃらないだらうと思ひます。ただ、君のところの事件が非常にたまっていくようだけれども、何かこちらの方で援助できるようなことがあつたら遠慮なく申し述べろというような形であるいは言われることもあるのかもしれない。詳細は私承知しておりませんけれども、仮にそのような未済事件を非常に抱えて困っているような裁判官がございまして、その裁判官に助力の手を差し伸べる必要がございまして、裁判官の独立を害しないような範囲で、しかも適正迅速な処理ができるような環境づくりと申しますか、そのような点に意を尽くしながら

所長さんとしては努力されているのじゃないかと思えます。

○稲葉(誠)委員 民事裁判官会同だと刑事裁判官会同というのが最高裁でありますね。そうすると、どうもよくわからないのですが、一つの問題について研究会や何かやるといういろいろな意見が出る。最終的には最高裁の民事局長なり刑事局長が、最高裁としてはこういう考え方だとは言わないけれども、こういう考え方が適正だろうかとも言わなければいけません、いざいざでも最高裁の見解らしいものを最終的に示すのじやありませんか。そういうふうなことが盛んに言われているのです。そのことから公害訴訟であるとか国を相手にするといういろいろな訴訟の流れが変わってきたということも言われているので、その会同というのは一体何のためにあって、具体的に最高裁の民事局長なり刑事局長なりはどういう役割をしておるのですか。最終的には最高裁側の、言葉は難しいのですが、案を出すと、いや案は決して出さないと、いや決して考えを示すことと、いや案は決して出さないと、いや決して考えを示すことはございません、なかなか難しいのですけれども、いざいざにしても最高裁の民事局長なり刑事局長としての考え方は、参考には述べることにするのですか。実際にはどういふふうになっているのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 裁判官の会同なり協議会は、それぞれ具体的な事件を抱えて、その適正迅速な処理にいろいろ苦心しておられます、裁判官が相寄りまして、それぞれ具体的な事件の話は申しませんが、いざいざ抽象化して議論をするわけですが、自由闊達に議論を交わしてもらいまして、それぞれその研さん、修養の糧にしていただくわけでございます。その際、もちろん最高裁の事務局におきますとはある抽象的な命題に関連いたします学説、判例等はいろいろな学説もあつて、こういう学説がある、こういうことは申し述べます。

るいは協議会のメンバーといったしまして、こういう学説があるけれども自分はこういう観点からというふうな考えののだと、いろいろな意見を申し述べられます。場合によりまして、そういうふうな自由な意見交換で終わりますと、結論めいたことを申し上げないときもございませぬ。中には、これは最高裁じやありませんけれども、事務局限りの御意見といたしまして、我々の研究の結果による、甲乙丙の三つの学説があるうちには丙説が一番妥当ではないのかと考えておるといふようなことを申し上げることもございませぬ。それも、例えば学説の一つのような位置づけとして申し上げているわけでございます。そのあたりの見解をどのように取捨選択していただくか、これは独立に司法権を行使されます各裁判官の方それぞれ御判断にゆだねられておるといふこととございませぬ。

○稲葉(誠)委員 今の問題は、お聞きしますと、一番最後のところでそういうふうな案らしいものというか見解らしいものを示して、受け取る方は、最高裁の考え方と相反する判決をすれば控訴なり上告をされて破られる、そのときにいふのをいろいろ考へて、結局最高裁側というか事務総局側の意見らしいものと受け取ってそれに従つていく、こういうふうなことが現実には行われているんじゃないでしょうか。どうもそういうふうな聞くのですがね。

ただ検察官の場合は、会同なんかありますけれども、これは大体大した用もなしに集まる場合も多いのですか。終わつて懇親会をやるのが目的で集まる、同期の懇親会とかなんとかと、そういう関係で遠くにいるのをたまに東京に呼ばしめよう、懇親会中心だといふのでやるらしい場合もあるように聞いているのだけれども、裁判所の場合どうもそうではないらしいですね。一つの目的を決めてやるのじやないですか。一つのルートとか、そこへずつと引張つていこうという意図があるようにも聞かれています。どうもそこら辺のところがよくわからないところなんです。

す。

きょうは、もう一つの問題は、裁判官は十年間判事補ですね。そしてその間にやめる人はそんなにないわけですね。検事の方は十年間でやめるのが随分多いわけなんだ、そこが本筋なんです。裁判官の場合はどうして、三年たつ、それから五年たつて特例になりますか、単独で裁判をやりますわな。そして十年間にやめるという人は余りいないように感ずるのですが、そこはどういふふうになつておられるのですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事補の退官でございませぬけれども、年度によつて多い年もあり少ない年もあります。過去数年平均してみますと、一年間で判事補の退官は五名程度でございませぬ。

年たつと検事は何をやっていきますか。

○根来政府委員 私どもの人事関係は、一年間は新任検事ということで大地検に置きます。それから地方へ出まして、大体四年たちますと、大地検にいわれるA庁という指定がございませぬけれども、大地検に帰つてきまして大地検で修業する、こういう形になつておられます。したがしまして、五年ぐらいたつたときにはまだ地方におるか、あるいはいわゆるA庁入りという制度に乗りまして東京、大阪等の大地検で修業をしておるといふような状況だと思ひます。

○稲葉(誠)委員 裁判官の方は五年たつて単独で裁判をきて、検事の方はA庁に入れば一番下の方です。一番下でもないけれども、まあ一番下に近いところですね。あるいは地方でも下の方です。これはどういふわけなんですか。

ていると思います。

○稲葉(職)委員 形になっているのはそのとおりなんで、だから検事は一つの、どういう言葉なんです、独立官庁とか独立官庁というのですか、どういう形なんです。正式に言くと、言葉はどういうのですか。

○根来政府委員 独立の行政機関、こういうふう

に解釈されております。
○稲葉(職)委員 独立の行政機関だから、起訴状なんかも自分の名前で起訴するんじゃないですか。こういうわけでしょう。ところが、現実にはちつとも独立の機関じゃないわけなんです。それは、行政目的はいろいろありますから単純には言えないと思うのですけれども、問題は十年たつて裁判官でやめる人は今五人だと言われましたね。裁判官の方が初任の人数は多いわけでしょう。大

体倍でしょう。検事の方は十年たつてやめる人はどのくらいいますか。

○根来政府委員 過去五年間の平均でございますが、十年未満の在職の検事で退職した者は年平均して十三人程度でございます。

○稲葉(職)委員 そんなに少ないですかね。私はもつと多いように思っていたのですが、それは、最初から検事の肩書だけもらつてやめるといふ人もいるらしいのですよ。元東京地検検事という名前があつた方が、というようなことでやる人もいるから一概に言えないのですが、問題は、近ごろの傾向というのは、やめる人が、十年たつてというだけではないのですけれども、非常にふえているということと、それから相当優秀な人がやめる傾向にあるということなんです。残っている人も優秀なんです。そう言つて話がおかしくなるからあれですが、相当優秀な人がやめるわけですよ、だれがどうだといふことは言いませんけれども。

この前、文芸春秋に出ましたね。その人は一月二十二日付で大阪の弁護士会に入っています、その記事を読むと、私はあれは全部がうそだとは言えないと思うのです。全部が本当だとも言えな

いと思うのですけれども、詳しいことを知っている人がいて、日時とかなんとか内容まで相当詳しく書いてある。ということは、全部がうそだとは言えないと思うのです。相当考えなければならぬ問題を含んでいると思うのです。それで、十年間の任官だけでなくて、検事の退職者が相当いるわけですが、どういう理由で検事が中途でやめるのかというふうにあなたの方では考えているわけですか。

○根来政府委員 検事の退職の理由はいずれも一身上の理由ということでございます。若手の検事で退職いたしますと、退職後は大体弁護士になつていくというのが実情でございます。理由はそういうことになつておりますけれども、退職の動機は必ずしも判然といたしておるわけではございません。これについていろいろ推測するわけは

ございませんけれども、これは先生の御意見も承り、また私どもの意見も申し上げたいと思つて、それは余り公開の席でいろいろ申し上げますと差し支わりもございません。公開の席で申し上げますと

あると思つた場合には、必ずしも納得いかない点があると思つたけれども、検事の生活というの

は公私ともに非常に厳しい生活をしております。仕事も非常に忙しい、また私的にもいろいろ拘束を受けておるといふことであります反面、それに

対して転勤も多い、それなりの待遇が与えられていないといふような考へ方になつてやめる者が多いのではないかと考へております。

○稲葉(職)委員 公開の席で言えることと公開の席で言えないことがあるといふのはおかし

じやないですか。

○根来政府委員 退職の理由というのは、非常に私的なことでございます。私的なことについていろいろ分析すると、その御本人に対しても非常に失礼に当たることがございますし、余り御本人に

対して好ましい結果にならないのでそういうふう

に申し上げたわけでございます。

○稲葉(職)委員 それはそれでいいのですが、問題はいろいろあると思うのですよ。一つは、転勤

が多いこともありませぬ。だけれども、裁判官の場合だつて十年間に大体三カ所ぐらい行くわけですね。殊に検事の方が転勤は多いですね。それが一つ。

それからもう一つは、今の検事の警察との関係の問題が相当あるんじゃないでしょうか。これは

いわゆる壁塗りというのですが、御案内と思うのですけれども、警察から来た事件をそのまま調書

をとり直して、ただやつていくだけがあるわけですね。そうすると、検事は何のために自分は司法試験を

通つてこういう検事をやつていくのか、一つの抱負を持つてやつてきたのにこんなことを

やつていくんじゃないかと嫌になつちゃうのも相当あるわけですね。これは刑事訴訟法の改正

までいかなんといかないのかもわかりませぬ、よくわかりませぬ。

もう一つの問題は、今言つた独立官庁であるのに

に実に決裁がやかましいのですよ。それはいい次第にめぐり会えばいいわけですが、やかましい

だから、報告がまず嫌なんです。調べたものを上へ報告しなければならぬでしよう。報告したと

ころであつたことだと言われて、調書のとり方が悪いから直せなんて言われて突つ返されるわけ

でしよう。どこを突つ返されるかといふと、大体調書の中で未必の故意のとり方です。こんな調

書のとり方あるか、未必の故意をうまくとれば殺人罪になるんじゃないかと

かかるといふのも相当あるわけですね。だから、当たりどころによつては死ぬ

のではなからうかと思つたといふような調書を

をとらないといけないわけですよ。調書の技術が出てくるわけですよ。そういうようなことがいろいろ

あるわけですよ。いすれにしても報告があつて決裁が非常にやかましい、といふこと

です。きつ過ぎるといふことが今の若い人にはあれだといふことが、もう一つ大きな原因になつて

きているわけですね。だから、考へ方によると、そういうことによつてかえつていろいろな人と切磋琢磨することが必要なんだ、そういう見方もあるの

です。だから一概に論ずるわけにはいきませぬけれども、ともかく独立官庁であつて権限が十分与えられないで、細かいことまで報告して決裁を経なければならぬといふところに嫌気が差してしまふといふ者も相当いるわけですよ。

もう一つは、皆さん方には悪いのですけれども、おれたちはいつまでたつても田舎回りだ。それで、

できる人といふと司法試験を一番か二番で通つて、語学ができて、外国語に通じてというのが東

京にいて本省と東京地検との間を行つたり来たりしているのだ、東京から離れやしないではないか、

おれたちは田舎ばかり回されて何だといふような気持ちもないわけではないです。

いすれにしてもそういう点がありまして、非常に決裁が厳し過ぎるのですよ。上命下従が厳し過ぎる、これが問題ではないかと私は思つて

これをどういふふう

に理解したらいいのですか。

○岡村政府委員 決裁のことでございますが、これは検事正等の指揮監督権に由来するものであり

ますが、檢察権の行使に全体としての統一性を保たせ、

檢察権の行使が誤りなく行われるようにするために有用なものであるといふふう

に思つておられるところでございます。しかし一方、檢察官はそれ

ぞれ職務上独立いたしておられるので、この檢察官の独立性といふこと

といふことがやはり決裁制度の一つの問題であらうかと思つ

ます。要するに、檢察官の自主性、主体性、こ

ういふものを尊重しつゝ檢察権の行使が適正に行

われるように決裁の運用を行つておられるところ

であります。また一方、檢察官はそれぞれ経験年数も違つて

ころでありますので、経験年数の少ない檢察官に

対しましては指導的な意味あるいは教育的な意味も含め

ましていろいろ決裁の場において指導し、教育する面もあ

らうかと思つます。こつぱつた決裁制度のあり方等につ

しているところでありませぬ。

○稲葉(誠)委員 だから、今のあれは、次席なり
検事正の性格というか仕事ぶりというか、そ
ういふに關連するわけです。だから、いい
席やいい検事正にめぐり会った人は非常に
いいわけです。だけれども、そうでない者に
めぐり会ったらもうこれは收拾つかない。收
拾つかないという言葉は悪いけれども、困つて
しまふわけです。どうも私が聞く範囲では、
そこに一つの大きなポイントがあるような
感じがしてならないわけです。あの文芸春秋
に出たのも、全部うそではないです。あれが
全部本当だとは言いませんけれども、どうも
そういう感じがするわけです。

そこで、年度の法案は簡易裁判所の判事を五
名増員することです。これは結構なんです
が、問題は簡易裁判所の判事がどうやって採
用されるのか。何か試験をやっているらしい
のですが、官報に出るわけでもないらしくて、
何かわけがわからないですね。一部に言われ
ているのは、司法行政にあつた人たちが簡
易裁判所の判事になるのが多いというこ
とが言われている。殊に最高裁判所に関
連した人ですね。最高裁判所の事務総局に
いた人、大法廷なり小法廷なりで書記官や
何かをやつていた人、そういう人が簡易判
事に登用されるのが非常に多いというこ
とを私どもは聞いています。それから地裁で
いう司法行政にあつた人たちが多く、それ
らいろいろ司法行政にあつた人たちが多く
なつて聞いているのですが、実態はどうい
うふうな人たちが応募して、どういふふう
な人たちが多く聞いているのですか。具体
的にどうなつて聞いているのですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 御承知のとおり、
簡易裁判所判事の任命には二つのルートがあ
るわけですが、一つは、裁判所法四十四条に
定めておられます。判事等の職にあつた者
からの任命でありまして、これは判事ある
いは検察官、弁護士等からの任命で、

各年度それぞれ随時任命しているわけであ
りませぬ。

ただいま御指摘の点はもう一つのルート、裁
判所法四十五条の採用の場合のことをおし
やっておられるものと思つて、これは条文に
もございませぬ。多年司法事務に従事した
者、その他簡易裁判所判事の職務に必要な
学識経験のある者から任命することになつ
ておられるわけでありませぬ。この任命は
各地方裁判所に置かれておられるわけであ
りませぬ。簡易裁判所判事推薦委員会から
候補者が推薦されてまいりまして、その推
薦された候補者を最高裁判所に置かれた簡
易裁判所判事選考委員会の選考の結果任命
することになっておられます。そしてさらに
簡易裁判所判事選考委員会の選考の対象者
には、このように各地の推薦委員会から推
薦された者、そのほか簡易裁判所判事選考
委員会において直接対象者として決定した
者、この両方があるわけでありませぬ。

そのようにして任命されたのがいわゆる特
任の簡易裁判所判事というわけでありませ
ぬ。この後者の簡易裁判所判事選考委員
会で直接候補者として認定した者、この
点を指摘しておられるものではなからうか
と思つておられます。これは最高裁判所の
職員のみならず、全国各地で一般職の裁判
所事務官あるいは裁判所書記官として多年
その力量を發揮して、そして各裁判所での
書記官事務あるいは事務官事務についてベ
テランとして長年を送つた者を対象として
おられるわけでありませぬ。その比率とい
うことは、今言われたような司法行政に携
わつた者が多いというふうなことはござい
ませぬ。書記官として法律知識を駆使し
て書記官事務についてのベテランとして
成長した者も多数あるわけでありませぬ。

現在いないわけでありませぬ。このように
各地で書記官あるいは事務官としてその能
力を實踐してきた者が、その簡易裁判所
判事選考委員会で候補者として決定され
て、そしてその試験を受けて最終的な選考
、合格という運びになるわけでありませぬ。

○稲葉(誠)委員 それはわかつておられる
わけですか。私の言つておられるのは、最
高裁判所の事務総局なり大法廷なり小法
廷を経験した人が簡易裁判所の判事にな
るのが相当多いように聞いておられるわけ
です。それを聞きまして、聞いておられる
わけですか。その簡易裁判所の判事の選考
が今選考委員会や何かで地裁にあるとい
うけれども、いつかどういふふうに出てる
わけでもないわけですか。官報に出てる
わけでもないわけですか。いろいろな点
があると思つておられます。

私、疑問に思つておられるのは、よくわ
からないので、教えていただきたいわけ
ですが、例えば勾留質問の場合に、東京
ならば十四部でやります。そうすると、
簡易裁判所でも濃職だとか殺人だとか放
火とか、そういう事件についても勾留質問
ができるわけですか。そして勾留状を出
せるわけですか。そこはよくわからない
わけですが、出せるわけですか。これは
どういふ法律的な根拠なんですか。
○吉丸最高裁判所長官代理者 御指摘の
殺人、放火等の重要な事件につきましても、
令状請求事件の処理につきましても、簡
易裁判所もこれができるということになつ
ておられます。

十九条は、その法律を受けまして、令状
請求について原則として司法警察官等が
所屬する官公署を管轄する地裁または
簡易裁判官に対して行うべきであるとい
うふうな規定になっておられて、現在は
この規定によって運用されているわけ
でありませぬ。

○稲葉(誠)委員 その規定自身がどうも
私よくわからないわけですか。だから、
大きな犯罪、事物管轄からいへばでき
ない事件について勾留質問をやつて勾留
状を交付できるということになります。そ
れは事実上裁判以上のものになつてくる
んじゃないか、こゝろは思つておられる
わけですか。だから問題は、地裁の裁判
官が勾留当番の場合と、それから簡易判
事の勾留当番の場合と、これはちよつと
違つておられます。第一、却下率が非常
に違つておられます。そういう統計があ
りますか。今なければ後でもいいです
けれども、地裁の判事の方は却下率があ
る程度あるけれども、簡易裁判の場合は
勾留質問に対して却下率はほとんどない
わけですか。だから簡易裁判官によりま
す。これは検察官はあれしなくても、事
務官が、東京なんか別かも知れませぬ
けれども、きよこの勾留当番だれだろ
うというのを裁判所に聞くわけですか。
そうすると、例えばA判事だ、あれは
まだ若くて判事補でなかなか優秀な
人だ、ちよつとこれはまずいな、あれ
だれだと言つて、余り言つては悪い
けれどもB簡易判事だとなつて、じゃ
一日あれしつておいてあつた方がい
いじゃないかということ、検事はやら
ないですよ、事務官の方であらばいい
しよ、場合もなきにしろあらずとい
うふうなことも聞いておられるわけ
です。

だから、そこら辺が非常におかしい
わけですか。判決、命令というの
も事物管轄になるわけです。勾留
質問によつて勾留状を交付するの
は、訴訟事件じゃないからといって
簡易裁判所に、それも大きな犯罪に
關連して事物管轄ということ
を全く考慮しないでやらせるとい
うのは、理屈はわかりましたよ、
訴訟事件でないということかも

わかりませんが、それは筋が通ってないの
で、元来それは戦後のときに自治体警察が
きて、それに対応して簡易裁判所もでき、
すると、そこで逮捕状等をわざわざ本庁や
何かへもらいに行くのは大変だからそこ
でおうという事になってきた法律ではない
ですか。経過がどうもそういうふうにな
りますよ。

ですから勾留質問を、これはやはり事
物管轄というふうにならんと守るよう
な形にいくのが筋じゃないかと私は思
うのです。理屈はいろいろ立つと思
うのです。ですから今度のある事件
なんかでも、東京簡裁のあれから捜
査し押さへ令状が山のように出てい
る。請求すればほとんど出るわけ
です。逮捕状と多少性質が違
うかも知れませんが、いかにい
くか、地裁だとなかなかそうはい
かない。傾向がなまにしもあ
らざるという事が言われてお
るのです。今の、勾留質問の
簡裁の判事がそうした事
物管轄と関係なく出せるという
ことは、法律規定はわかりま
すよ、わかるけれども、どうも
沿革からいって変わってきて
いるのではないかと、こ
ういうふうには理解し
たいのか、どうい
うふうには理解し
たいのか。

○吉丸最高裁判所長官代理者 現在の簡裁判
所の発足当時のことを考えますと、委員
ごたごたの御指摘のとおり、全国に散
在する多数の警察に於ける令状請求を
容易、迅速になさしめるということ
から、簡裁判所の重要な役目として令
状請求の審査ということが入ったとい
うふうには理解いたしてお
ります。そして、逮捕状、捜査、差
し押さへ令状等の関係を考えますと、
この状況は基本的に現在においても
変わりはないのではないかと、こ
ういふふうには理解いたしてお
ります。

勾留事件ということになりますと、こ
れは逮捕状、捜査、差し押さへ令状より
も一層いよいよ公判に近いような性質
のものになります。これはさうい
う意味でそれぞれ各庁実情に応じて
処理されてい

るところだと思われませんが、そのあた
りの具体的な状況については私も必
ずしも十分把握していません。こ
ういふ状況でございます。

○稲葉(誠)委員 勾留質問で答えた
ものが弁解録取調書になるのですか。
それは証拠能力があるわけですか。
だから、簡裁判事の質問をした事
物管轄を超えたものに対しての弁
解録取調書も証拠能力があるとい
うことを考えると、どうも筋が通
らないように私には考えられるので
す。

それからもう一つは、簡裁判事
のことでいろいろ疑問に思いますが、
事件の中では、一つは境界確定の
訴えと所有権確認の訴えとがよくわ
かれないですね。これこそ同何
か最高裁として見解を示した
ことがあるのですか。というこ
とは、境界確定というものは、
境界がわからぬから求めら
れるんだ、境界がわかっている
なら所有権確認でいくんだ、こ
ういふことを言う人もあるの
です。それなら、自分は、原
告はA地を所有して、被告はB
地を所有して、境界がわから
ない、裁判所で境界を決めて
くれ、ここの訴えを全国で千
件くらい起こされたら取捨が
つかなくたってしまふんじゃない
ですか。だから、境界確定の
訴えと所有権確認の訴えとが
どう違うか。それが簡裁に多
くかかるために簡裁では事件
が延びてしまっているのが非
常に多いわけですね。第一、
最高裁の判例は境界確定の
訴えに和解はないとい
うのでしよう。和解がないとい
うのも、一生懸命和解を進め
ているんじゃないですか。こ
れはおかしいじゃないですか。
そもそも今言ったことと、そ
れから境界確定の訴えが形成
訴訟なら、そして非訟事件
なら非訟事件としてちゃんと
つきりさせたいんじゃない
ですか。そこら辺のところを
どういふふうには考えたい
のですか。余り司法権の独立
に介入してはいけません
けれども、どういふふうには
考えたいのですか。

○泉最高裁判所長官代理者 境界確定訴訟は、
御指摘のとおり形成訴訟と解されて
おりますが、実際問題といたしま
しては、当事者の方で自分の主

張する所有権の範囲はこ
ういふことであるとい
うことで、実際の問題とし
ては当事者間で係争地とい
うものが固まっております
ので、実際上は所有権確認
の争いという形になって
おります。そこで、私も
訴訟額を考慮する際に、
実際に争っております紛争
の土地の価額をもって管
轄を決定しております。九
十万以下の場合には簡裁
と決めておりましたが、
御承知のように五十七
年九月の改正におきま
して、境界確定とか御
指摘の所有権確認訴訟は
裁判所の事件の中でも最
も複雑な事件の代表と
されたために、地裁と簡
裁の競合管轄ということ
になりました。それから、
一たん簡裁に申し立て
られましても、被告の申
立てがございましてこれ
は必要移送ということ
で地裁に持っていか
なければいけない、こ
ういふことになりました。
そのために今こ
ういふ不動産訴訟が地
裁と簡裁でどうい
うふうに係属している
かを見てまいりま
すと、六十二年にお
きまして地裁の係属が
五九・二%、約六〇%
になっております。こ
れは九十以下のもの
でございます。それ
から簡裁の係属事件が
四〇・九%になって
おります。これが、法
改正前の五十六年の
数値を見ますと、三十
万以下のこ
ういふ不動産訴訟が、
地裁が一・五%、簡
裁が八八・五%でござ
いましたから、かなり
簡裁の係属事件が少
なくなっております。
したがって、法の改
正の趣旨がかなり浸透
してきているのではない
かと思っております。

私も思いますが、こ
ういふ境界確定訴訟
等の不動産訴訟は
できるだけ地裁に
移送するの
がいいのではない
かということ
で、会同等で各
裁判官の理解を
求めていると
ころでございます。
○稲葉(誠)委員 今の問題は、
法律的な見解を
ここで聞いても
あれだと思
うのですが、私
の聞きたい
ところは、
それが簡裁
でどうしても
長くなる
。私は長
くはない
と思
うのです。何も
むやみやたらに
早くすること
が筋ではない
のだとい
うふうには
思うのです。
だから、長
くなるのは
長くなる
のもいい
と思
うのです
が、それが
公正に行
われれば
いいと思
っている
のです
が、い
ずれに
いた

しましても、その二つの差
がよくわからないので
すよ。これは私じゃな
かったのですが、私
がたまに書いたとき
に、ある著名な裁判
官ですが、高裁で書
物を書いておられる
方が、その方から
釈明をされて、釈
明されたのは私
じゃないのですよ。
それで、立ち
往生している
人が大分お
られるので、
その点は強
く感ずる
のです。だから、
非訟事件なら
非訟事件とし
てはつきり
させていく
と、所有権
確認の訴え
の場合には
負けてしま
ったれば既
判力はない
わけでは
ないです。
境界確定
の訴えを
また起こ
せるのです
か。そうい
うわけ
ですね。そ
こら辺の
ところは
どうな
っている
のですか。
○泉最高裁判所長官代理者 所有権
確認訴訟も既
判力がござ
いまして、
さらにその
境界につ
いて争
いが残
っております
場合には
境界確定
訴訟が起
せるとい
うふう
に考
えて
お
り
ま
す。

○稲葉(誠)委員 私が既判力
がないと言ったのは
これは間違い
ですが、い
ずれにしても
ルールとし
てよくわか
らないので
すね。所有
権確認を
ずつとや
つてみて、
それで最高
裁まで仮
に行つた
として、
なおかつ
境界確定
の訴えが
起こせる
のか起こ
せないの
か、場合
によるか
もわかり
ませんし、
そこら
辺のところ
は私もよ
くわから
ないもので
すから、
勉強して
みたい
と思
つて
お
る
と
ころ
な
い
で
す。
い
ず
れ
に
い
た
し
ま
し
て
も、
裁
判
所
職
員
定
員
法
で
簡
裁
の
判
事
五
名
を
ふ
や
す
と
い
う
こ
と、
そ
れ
か
ら
裁
判
官
以
外
の
裁
判
所
職
員
を
二
十
五
人
増
加
す
と
い
う
こ
と、
こ
れ
は
最
初
の
段
階
の
概
算
要
求
の
と
き
に
こ
こ
ま
で
行
か
な
か
つ
た
の
が、
あ
れ
は
簡
裁
の
統
廃
合
が
ま
だ
ない
段
階
で
し
た
か
ら
こ
う
い
う
数
字
だ
つ
た
と
思
う
の
で
す
が、
こ
こ
ま
で
来
た
わ
け
で
す
が、
さ
ら
に
裁
判
所
中
の、
殊
に
職
員
の
仕
事
の
内
容
か
ら
非
常
に
人
数
が
少
な
く
て
困
つ
て
い
る
と
か
い
ろ
い
ろ
な
問
題
が
あ
り
ま
す
が、
こ
れ
は
ま
た
日
を
改
め
て
質
問
さ
せ
て
い
た
だ
き
たい
、
こ
う
い
う
ふ
う
に
思
つ
て
お
り
ま
す。
終
わ
り
ま
す。

○戸沢委員 冬柴三君。
○冬柴委員 ことしの裁判所職員定員法の一部改
正案は、下級裁判所の裁判官において定員の変更

を必要とするのは簡易裁判所の判事のみのごときでございませぬ、昭和六十三年、ことしの四月に簡易裁判所判事への任官予定者は何名になつておりますか。

○櫻井最高裁判所長官代理人 簡易裁判所判事は、最高裁判所に設けられました簡易裁判所判事選考委員会の選考によって任命される者と有資格者からの任命と両方あるわけでございませぬ。

それで、前者の任命が簡易裁判所判事の任命のかなりの部分を占めるわけでありますが、これは一定の委員会の手続が必要でございませぬ、各地の推薦委員会から推薦が上がってまいりまして、そしてそれを試験をしていくという関係になるわけであります。そういった試験の採点等がありまして、最終的に選考が決まりますのは夏でございませぬ。大体、この選考を経て任命される者は例年八月一日の任命ということになってはいるわけでございませぬ。

そのほかに、例えば判事定年退官者あるいは定年に近い判事が中途退官をいたしましたして任命されるケースがございませぬ。これは一定の決まった時期があるわけではございませぬ、その定年に近い時期等に年間随時任命されていくわけであります。ことしの四月の採用という形で特に簡易裁判所判事の任命を決めているわけではございませぬが、この判事定年に近い方からの簡易裁判所判事の任命が六、七名に上るはずでございませぬ。

○冬柴委員 それでは、このようにお聞きしたいと思つてますが、簡易裁判所判事の現定員は七百七十九名、いたいただきました資料の昨年十二月一日現在による欠員は三十二名、十二月二日からこの年度末、本年三月末までに退官される予定の方を合せて何名ぐらゐの欠員になりますか。

○櫻井最高裁判所長官代理人 昨年十二月一日現在の欠員がさらに十名程度膨らむ予定でございませぬ。すなわち、その間の退官者が十名程度ふえまして、四十名を少し超える程度の欠員が出るという予定でございませぬ。

○冬柴委員 そうしますと、今回五名増員すると

○山口最高裁判所長官代理人 先ほど人事局長から御説明申し上げましたように、これまでの欠員を講ずるわけでございませぬが、私どももいたしまして今回簡易裁判所の判事五名の増要求をいたしましたのは、昨年管轄法の改正法を可決成立させていただきました、簡易裁判所の充実を図らなければならぬ、御承知のように、簡易裁判所は裁判官が常駐してない片がかなり多いございませぬ、管轄法改正の施行に伴いましてその非常駐の多くは解消されますが、なお五十一片の非常駐片が存続するわけでございませぬ。この中で、事件数あるいは人口数等から見まして裁判官を常駐させる必要のある片が相当ございませぬ。それらの常駐化に当たるためにある程度計画を立てなければならぬが、計画を立てました上で簡易裁判所判事の増員をお願いしたい。とりあえず今年度におきましては五名ということでお願いしたわけでございませぬ。

○冬柴委員 資料によりませぬと、簡易裁判所の六十一年度民事一番新受件数というものは二十一万四千四百四十四件となつてはいるようございませぬ。これは現時点からいいますと丸一年前の統計になりますけれども、これが大体横ばいになつてはいると仮定いたしたとしても、七百名の簡易裁判所判事に均等に割り振つたということをお前提にいたしたとしても、三百件の新受件を簡易裁判所一人に割り当てるといふふうになると思つてはいる。もちろん刑事もあつたし、いろいろありませぬが、特に民事を考へましては大変ハードだと思つてはいる。簡易裁判所判事の一人の手持ち民事一番受件数、こういうものがかかりましたら、大体何件ぐらゐになつてはいるのかをお示しいただきたい、こういうふうと思つてはいる。

○山口最高裁判所長官代理人 たいだいまのお尋ねでございませぬが、突然のお尋ねでございませぬので、今ちょっと手元に数字を持っておりますので、後刻また……。

○冬柴委員 それでは次に移ることにいたします。簡易裁判所の民事訴訟事件の平均審理期間につきまして、いただきました資料によりませぬと三・二カ月と記載されてはいる。この計算の基礎には、昨年私指摘を申し上げたのですが、事件終了事由に訴え却下、放棄、認諾、取り下げあるいは欠席判決等、実質的な審理に至らなかつたものも含められてはいるのではないかと思つてはいる。いかがですか。

○山口最高裁判所長官代理人 訴え却下、請求の放棄、認諾、和解、それからもちろん欠席判決、すべて含んでございませぬ。訴えの却下、請求の放棄、認諾は比較的数字は少のうございませぬが、欠席判決はかなり数字が多のうございませぬ。

○冬柴委員 私は昨年の三月二十四日の当法務委員会で裁判所職員定員法の一部改正法案の質疑をさせていたわけですが、その際に、このよな質疑資料としては、実質的な審理というものを必要としたいわゆる対席判決に要した期間がどれぐらゐになるか、こういうことを示してもらわないと、訴訟のあるべき姿、いわゆる迅速な裁判というものの要請に照らしまして現状訴訟は遅延をしてはいるのではないかと、あるいはそれを解消するために簡易裁判所判事ほどの程度の定員を必要とするか、このようなことを審議するのがこの場だと思つてはいる。そのような場合に、いわゆる実質的な審理を必要としなかつた取り下げとか放棄、認諾、欠席判決になりませぬとちよつと違つてもわかりませぬけれども、そういうものを含めまして裁判官の手をそう煩わさなかつた、そしてまたこれは当然ながらほとんど一回期日で事件が落ちてしまつて、こういうものまでいわゆる玉石混交してしまつて、押しなべて民事事件が非常に早く解決してはいるように国民の目には映つてしまつて、しかし、そうではないのではないかと、

○冬柴委員 あつた二・三%はどれぐらゐになつてはいるかと、わかりませぬか。

○泉最高裁判所長官代理人 六十一年度の対席判決で終わった簡易裁判所の既済事件を申し上げますと、先ほど申しましたように六カ月以内が七六・一%でございませぬが、一年以内が三・四%、二年以内が六・四%、三年以内が一・九%、三年を超えるものが二・二%、このようになってはいる。

○冬柴委員 ぜひ来年からこのよな資料もお届けいただきたい、このように要請をしておきます。ことしは定員の改正は不要のようでございませぬけれども、六十三年の四月司法修習を終えて判事補に任官されるのは何名が予定されてはいるかと、その点については、また、それ以外のルートから判事補に任官されることがあるか、あれば何名ぐらゐの予定されるか、その点についてもお尋ねしたいと思つてはいる。

○櫻井最高裁判所長官代理人 この春修習を終え

我々の実感でありますので、その際もこのよな資料を、対席判決に要した期間、そしてそれは何年目に何%、何年目に何%というよな形でお示しをいただきたいものだとお尋ねをしておいたのですが、これが今回もついていないというのは何か理由があつたのか、その点についてお尋ねしたいと思つてはいる。

〔委員長退席、達沢委員長代理人着席〕

○泉最高裁判所長官代理人 委員からお話でございませぬように、六十一年での通常民事訴訟で平均審理期間は簡易が三・二カ月ということになつてはいるが、今御指摘のように、いわゆる実質的な争いがある事件ということでは、対席判決で終わったものの審理期間だけを取り出して見ますと、六十一年で簡易が六・三カ月になつてはいると、六十一年度で簡易が六・三カ月になつてはいると、約一倍になつてはいる。また、期間別でございませぬけれども、簡易の場合に、やはり六十一年度で七六・一%の事件は六カ月以内に処理されてはいるので、全体的に見ますとほぼ順調な処理になつてはいるのではないかと、こういうふうにお尋ねをしておきます。

○冬柴委員 泉最高裁判所長官代理人、六十一年度の対席判決で終わった簡易裁判所の既済事件を申し上げますと、先ほど申しましたように六カ月以内が七六・一%でございませぬが、一年以内が三・四%、二年以内が六・四%、三年以内が一・九%、三年を超えるものが二・二%、このようになってはいる。

○冬柴委員 ぜひ来年からこのよな資料もお届けいただきたい、このように要請をしておきます。ことしは定員の改正は不要のようでございませぬけれども、六十三年の四月司法修習を終えて判事補に任官されるのは何名が予定されてはいるかと、その点については、また、それ以外のルートから判事補に任官されることがあるか、あれば何名ぐらゐの予定されるか、その点についてもお尋ねしたいと思つてはいる。

○櫻井最高裁判所長官代理人 この春修習を終え

る司法修習生で裁判官への任官を希望している者は七十三名でございます。この七十三名がまだ現在いわゆる二回試験の結果は出ていないわけでありまして、また、その後の裁判官の採用のための面接等もまだでございます。その七十三名の者が候補者となって採用される、こういうことになるわけでございます。

司法修習生以外で判事補を希望している者といえますのは、これは年度によりまして時にそういう希望者があることはございますが、現在この六十三年の四月以降に採用を予定している者はございません。

○冬柴委員 ついでに、判事補の欠員が昨年十二月一日では十六名になっておりますけれども、この三月末での欠員の予定者はどれくらいなのか。それから、判事補から十年を経て判事に任官される方の数、それは大体わかりませんか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事補十年を経過いたしましたこの春判事に任命される者は六十四名でございます。ただいまの十六名とこの数を合わせまして八十名程度の欠員ができる、こういうことになるわけでございますが、これをこの春の採用と、それからそのほか判事補から検察庁、法務省へ出ておましてそして帰って来たりする者がございまして、そういうた者で充員していく、こういう関係になるわけでございます。

○冬柴委員 そうしますと、下級裁判所の裁判官のうち、判事補の定員をこのたび、今年度は六百三人からふやさないということ、その範囲内でおさまる、欠員と増員がその範囲でおさまる、こういう趣旨だろうと思うわけでございますが、重ねて、判事について同じようなことがわかりませんか。もしあれでしたら、本年度の欠員がここには、十二月一日現在ですけれども二十七名と示されておりますが、その後の退官者が判事補から判事に任官する六十四名との関係でこれでいいのか。おさまる計算にはなっていないかと思うので、おさまる計算にはなっていないかと思っております。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事につきましては、やはり昨年の十二月一日現在で二十七名の欠員があったわけでありまして。その後現在と申しますか、四月までの新たな欠員でございますが、これがまだやや浮動的な点はございますけれども、定年及び依願退官全部を含めまして五十人程度あるわけでございます。全部合わせまして七十を上回る程度の数ということになるわけでありまして、これを先ほど申しました判事補から判事に任命される者でもって埋めまして、さらに残りの部分はやはり法務省等の検事ポストから裁判所へ戻ってくる者でもって埋める、こういう関係になるわけでございます。

○冬柴委員 若干唐突な質問もあって恐縮だったのですが、このように検討を通じて明らかとなることは、下級裁判所の裁判官の員数、定員というものは、その年度のある時期における在官予定者数の上限を示すものにはすぎず、期中おこむねそれで一定に一致するという期間はほとんどないではないか。特に年度末に至りますとそれまでの希望退官、定年、死亡等の欠員がふえ続けて相当な欠員数になっている、そして期末を迎える、このようなことになっていると思っております。そして、新年度の在官予定者数が期末欠員を超えることが予想される場合には裁判所職員定員法の一部改正、増員改正を行う。そして、欠員に満たない場合には改正は見送っておく。毎年そのように行われているように考えるわけでございますが、そのような私の理解は誤りはありませんか、その点についてお尋ねをいたします。

○山口最高裁判所長官代理者 冬柴委員御指摘のとおり、裁判官につきましては、司法研修所の修習を終えた者から判事補に任命し、判事補十年を経過した者から判事に任命する、こういう仕組みになっておりますので、一定の時期に定員を満たしまして、その後逐次退官等によって欠員が生じ、期末になりますとかなりの欠員が出てまいります。それから、書記官、調査官につきましても、やはり養成の過程がございまして、年度途中に

自由で充員するわけにもまいりませんので、同様の問題が生じてくるわけでございます。さりとて、年度当初に年度途中の欠員を見越して多くの職員を採用する、裁判官、書記官、調査官を採用しておくのは定員法の定めと抵触するというものにもなりまして、そういうわけにもまいりませぬ、ただいま御指摘のございましたような手法で定員法の改正をお願いしてまいっている、御認識のとおりでございます。

○冬柴委員 そうであるならば、私は、国会に在籍をさせていたたいっている者といましては、年に一回裁判所の定員法の審議を通じてこのようにお会いすること、これも結構なんですけれども、正直申し上げてこの処理はまことに不合理である、このように申し上げざるを得ないわけでございます。司法行政事務の簡素化、行政改革の観点からもこの際改めるべきではなからうかと思っております。

本来、裁判官の定員は来年度任官予定者が何名だから何名の定員を設けるといふものであつてはならないはずでございます。憲法の定める迅速な裁判、これを国民に保障するためにはどの程度の各級裁判官を確保すべきか、そしてまた裁判官一人当たりの平均処理事件数はどの程度が適当であらうか、このような実体的、実質的な判断のもとにいわば中長期、五年くらい先を見通して定員の上限を定めるべきではないか。そして司法当局といたしましては、その定員をいかにして確保するか、充実すべきか、その方策はどうあるべきか、このようにご力を入れるべきではなからうか、このように私は考えるわけでございます。毎年日切れ法案としてこのような定員法が国会に上程される、これは大変な努力だろうと思っております。このような考え方はいかがでございますでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

(津沢委員長代理退席、委員長着席)
○山口最高裁判所長官代理者 毎年のように定員法改正法の御審議をお願いいたしておりますが、裁判所職員

定員法が制定されました当初におきましても、毎年法改正手続を必要とすることについては実際において煩にたえない、あるいは無用の手をかけることになるのではないかという御指摘もあつたわけでございます。ただ、国会の御審議をいただくという御関係が一つございまして、裁判所職員、特に裁判官の人的構成につきましては裁判所に関する重要な事柄でございます。裁判所職員の定員は結局は国民の裁判を受ける権利に関する実質的な保障にもかかわる重要な問題でございます。他方、長期にわたり上限を画すということになりますと相当長期の事件数を予測しなければならぬ、現実にはこれがなかなか難しいといった点もございまして、今やっておりますような手法で毎年法改正をお願いしてきたわけでございます。

そういうふうによつてまいりますと今御指摘のように定員の運用の弾力性を欠く、年次途中で欠員を抱えていかねばならない、こういう事態にもなるわけでございます。この御指摘もごもっともであらうかと思っております。ある程度の合理的な期間であれば、従来の増員の実情等も踏まえまして中長期的な予測を行うことも決して不可能ではないだろうと思われまふ。中長期的な予測をしながら裁判所職員の定員を考へます場合には、一方で、裁判所に持ち込まれる事件のみならず、将来を見越しましてその審理期間なり審理方法等を考慮することが必要にもなってくるわけでございます。これらの点はそのときどきの社会経済事情、あるいは制度的要因、国民の権利意識と

いうようなものにも大きく左右されるものでございまして、厳格に五年先、十年先を見通すことは困難ではあるかと思ひますけれども、先ほど申しましたように過去の実績をもとにしてある程度の子測を立てまして中長期的な増員の必要性を考へてやるということも十分考えられるわけでございます。

ただ、この問題につきましては、先ほどもちよつと申しましたように国会の御審議をいた

自由で充員するわけにもまいりませんので、同様の問題が生じてくるわけでございます。さりとて、年度当初に年度途中の欠員を見越して多くの職員を採用する、裁判官、書記官、調査官を採用しておくのは定員法の定めと抵触するというものにもなりまして、そういうわけにもまいりませぬ、ただいま御指摘のございましたような手法で定員法の改正をお願いしてまいっている、御認識のとおりでございます。

くことの必要性というも他面考えなければならぬわけでございまして、大方のコンセンサスがその関係で得られますならば、冬柴委員御指摘のように中長期的な展望を立てて裁判官それから裁判所職員の定員数の上限を設定いたしまして、その枠の中で具体的な定員数の定めは最高裁判所規則に委任するというような立法形式をとることも十分検討に値するものではないかと思われま

す。立法論に属することございまして、このようなこともまで申し上げるのはいかがかと存じますけれども、御指摘はまことに傾聴に値する点があるかと思っております。

○冬柴委員 私、裁判所の職員の数等につきましては予算で毎年十分審議もできるといふふうにも考えておりますので、十年もはちょっと無理かもわかりませんが、三年なり五年という長期を見通して、そのかわりにその定員をいかにして確保するか、そのような方策もあわせて国会に上程をされるというふうな方法が適当ではないか、このように思うのですが、大臣いかがですか。

○林田国務大臣 行政官庁におきましては、総定員法がありまして、その範囲内でやっております。また、私、県庁の行政もやりましたが、府県におきましては大体十年間ぐらい定員を決めまして、その定員の範囲内でやっておりますという状況でございます。したがって、御説のことはまことに意義があることございまして、十分検討に値する問題だと存じます。検討させていただきます。

○冬柴委員 次に、今の簡易裁判所の審理期間がおおむね六カ月以内で終了している、四件のうち三件まで終了しているということは非常に結構だと思っております。しかし私は、二十年以上の弁護士生活を通じてもう少し何か長いような感じがするのです。非常に難しい事件を持ち込んで長くやるからそういうことになるのかもわかりませんが、国民の感覚としては裁判はもっと迅速にやっしてほしいという声があることは事実でございます。そのような意味で司法部内を

もっと充実しなければならぬ、この必要性を私

は強く感ずるわけでございます。

そういう点での一つの提言と申しますか、司法試験の改革等につきまして私的諮問機関からの御意見などもあつたようございませうけれども、早急にこの司法修習生からの任官者を大幅にふやすというところは、ここ数年間余り期待は難しいのじやないか。それから、先ほどの稲葉委員の御質問にもありましたが、中途退官者、こういうことを減らすという抜本的方策も今直ちには見当たらない、このような事実があると思ひます。

そこで、下級裁判所の裁判官全体を増員するという一つの方策でございませうけれども、簡易裁判所の裁判官をもっとふやしたらどうか、そして今判事あるいは判事補で簡易裁判所判事を兼任をしていらつしやる方、こういう方にできれば地方裁判所あるいは家庭裁判所の少年事件等の審理に専念をしていただいて、簡易裁判所はやはり簡易裁判所の裁判官にお任せをする、そういうようなことで実質的に第一番を強化してはどうか、このようにも考えるわけですが、そこで、今判事あるいは判事補で簡易裁判所の裁判官を兼任している方がもしいられるとすれば、それはどの程度の人数がいられるのか、わかればちよつとお知らせいたしたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事補あるいは判事で簡易裁判所判事の任命を受けている者は相当数ございまして、現在、判事補で簡易裁判所判事の任命を受けている者が四百名に近い数でございます。これは、要するに裁判所法によりまして判事補の経験三年以上の者につきましては簡易裁判所判事の任命ができることになっておりますが、そのような資格のある者はほとんどについて任命がされているということになるわけでございます。なお、判事で簡易裁判所判事の任命を受けている者はそれよりかなり少ない数でございまして、数十名程度でございまして、

○冬柴委員 任命を受けているのはそれでわかるのですが、補職ですか、それはわかりませんか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 簡易裁判所判事に

任命されている場合には、必ずその簡易裁判所に補職もされているわけでございます。

○冬柴委員 そうしますと、この簡易裁判所判事、これは先ほどの御答弁でありましたように選考委員等では選ばれる。こういうところから四百数十名も一挙に採用することはちよつと無理だと思ひますけれども、簡易裁判所の裁判官をもっと大幅に採用することにより、現に簡易裁判所で働いていらつしやる判事補あるいは判事を地方裁判所あるいは高等裁判所の方に回すことによつて、その裁判所全体の裁判官の数をふやすことができるのではないかと、このように考えるのですが、何かそれには障害があるのでしょうか。簡易裁判所判事につきましては後に弁護士からの一言と申すことを提案したいと思つておりますので、その入り口の問題で、そういう簡易裁判所判事をたくさんあれし簡易裁判所から判事なり判事補をもっと地裁なり高裁に引き上げる、引き上げるといふ言葉はどうですか、移しかねるというふうなことは何か不都合なことがあるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○櫻井最高裁判所長官代理者 ただいま相当多くの数の者が簡易裁判所判事の任命をされ、勤務する地の簡易裁判所に補職されているというところを申し上げましたが、その人たちがどの程度の仕事をしているかという問題になります。これは場所によつてさまざまでございます。非常に多くのケースは、その地の令状事務あるいは緊急を要する簡易裁判所の事務をこつこつ簡易裁判所判事の資格のある者でもって処理していくためにこのような任命、補職を受けている、これが相当多くを占めているわけでありまして、それ以外の簡易裁判所の訴訟、公判等の担当ということになりますと、これはかなり少ない数になつてくるように思われるわけでありまして、

こういう簡易裁判所判事の任命、補職を受けている者の事務の分配でございますけれども、これは所屬しております地方裁判所で決めることになつておりますが、その地方裁判所で簡易裁判

所の仕事をどういふふうにかつ割り当てるかという場合には、その地方裁判所の事務処理に大きく影響しないようにその所属の裁判所の事務分配で事件の比率を定めていくというのが通常でございまして、したがって、大変傾聴させていただきます。アイデアでございませうけれども、これによつてどの程度の地方裁判所あるいは家庭裁判所の戦力となつていくかということになりますと、今申しましたように、現在の事務分配の比率が余り影響ないように考慮されているということからいたしまして、そう大きな影響はもたらさないのではなからうかというふうな考えられるわけでございます。

○冬柴委員 私は前回にもちよつと申し上げましたけれども、日本弁護士連合会のたしか六十一年度の司法シンポジウムで、特に民事裁判の遅延の実情というものが熱心に討論もされ、そのまとも公刊されております。その中で、それが全部正しいとは申しませぬけれども、約三百名の民事の裁判官を増員することが急務である、その会ではこのようなコンセンサスが生まれたといふふうには私は理解したわけでございませぬ、いずれにしても地方裁判所の裁判、特に民事裁判は随分対席判決に至る部分については時間がかかつております。私には理解するわけでございます。そのような意味で、簡易裁判所で働いていらつしやる判事補四百名あるいは判事五十名という方を地裁その他に移すことにより、今のように法曹界で言われている迅速な裁判といふものに対する一つの解決策を提供するのではないかと、このように思ひますので、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

そこで、簡易裁判所の裁判官の任命ですけれども、選考委員等がございましたが、毎年どの程度の方が簡易裁判所判事になりたいといふふうな志望していらつしやるのか、詳しい数は要りませぬけれども、その潜在的な実態、それから、それに対してどのような研修を経て簡易裁判所の判事として任命をされていくのか、抽象的に結構ですけれども、

第一類第三号 法務委員会議録第三号 昭和六十三年三月二十二日

そこら辺のことをお尋ねをいたしたいと思いま

す。 ○櫻井最高裁判所長官代理者 簡易裁判所判事の選考を受けるその希望者でございませうけれども、これも年度によってさまざまございませうが、過去五、六年の平均をとってみますと毎年百八十名程度の希望でございませう。これらの者が最高裁判所に設けられた簡易裁判所判事選考委員会の選考を受けるわけにございませう。選考の自身は筆記試験と口述試験とから成っております。筆記試験は実体法、訴訟法それぞれについてかなり高度な試験を施しております。それから、口述試験は民事関係、刑事関係に分けてまして、民事関係、刑事関係の両方につきまして訴訟法、実体法にわたる問題を試問するという方法で試験をいたしております。

この百八十名程度の者に筆記試験を免除された者が十名程度加わりまして選考を受けて、最終的に合格する者が二十名程度でございませう。これも年度によってさまざまありますが、過去二、三年は大体二十名程度の採用ということになっております。

この合格者を八月一日に簡易裁判所判事に任命いたします。任命されてすぐに研修に入ります。大体三カ月の研修を施します。これは司法研修所におきまして、司法研修所の教官から民事、刑事全体を通じて簡易裁判所判事として必要な法的知識あるいは判決作成等の経験をさせて、そしてその年の年末近くから実務につく、こういうことになるわけにございませう。実務につきましても、最初の数カ月はまだ簡易裁判所判事に任命される前に属しておりましたところの比較的規模の大きい簡易裁判所に配置されまして、そこである程度さらにその庁での研修を受けるということになるわけにございませう。そして、翌年の春の異動で各地へ赴任してまいります。そこで初めてひとり立ちをいたしまして一人前の簡易裁判所判事として執務をしていただく、大体こういうスケジュールになっております。

○冬柴委員 これも大変競争率が高いようでございますし、職務の性質上、これを倍にするとかということはなかなか難しいことだと思ひます。そこで、それ以外のルートで、先ほど法曹一元の話が出ましたが、私は比較的年配、六十前後とい

いますか、五十五歳から六十五歳ぐらいまでが適当だと思ひますが、弁護士が簡易裁判所の裁判官になれるような体制、環境を整えてそれを求めるということは十分考へ得る道ではないかというふうにお尋ねをございませう。私も弁護士をやつていて、そんなことを言つたら失礼ですけども、弁護士は朝から晩まで非常に忙しいわけでありまして、決して簡易裁判所の裁判官が暇だとは申しませんけれども、せめて年がければ、じやどこか地方の簡易裁判所の裁判官になって、七十歳までですか、そのような司法に携わつていきたいなどということをお尋ねすることも再三ございませう。なかなか実現をしない夢かも知れませうけれども、そのような思いをしたことがあります。

しかし、それは言うけれども二の足を踏むのはあの判決書という代物でございまして、民事の判決書をまた書かなきゃいけないというのであれは、弁護士をやつて準備書面を書いてる方がいかに、こういうふうにお尋ねのこともございませう。簡易裁判所の判決書をあのようになつて現状のようになつて置いておいていいものかどうか。例えば要件事実に従つて、これは先ほどの研修期間にはそれをやらされるのだからと思ひますけれども、その事実、当事者の主張した複雑な事実を整理をして指示し、そしてまた争点ごとに証拠をもつてその事実を認定、確定をして法律を適用する、そして論理的に主文を導いた論理過程を明らかにする、このような判決書をずつと若いときから裁判官としてやつてこられた方は別として、途中から裁判官になつた方に期待する場合には、非常な苦痛、おつ

くうといひますか、気がおくれがするといひるか、そういうような面があると思ひます。一番判決にあつた学者的論文のような大部な、またすばらしい論文ですけれども、あのようなものは必要なのかどうか。もっともつと簡略化して、そしてもっと迅速に言い渡しを受ける。これは非常に大切なことですが、けれども、裁判官がそれに割く労力をもう少し軽減する、こんなふうなことも考へられないのか。

うか。もつともつと簡略化して、そしてもっと迅速に言い渡しを受ける。これは非常に大切なこと

ですけれども、裁判官がそれに割く労力をもう少し軽減する、こんなふうなことも考へられないのか。 例へば刑事の判決ですね。これは、戦前は今の民事の判決のように証拠によつて認定した事実についての経過も全部書かれていたようになつてございませうけれども、新しい刑事訴訟法のもとにおきましては、採用した、取捨した証拠の標目を記載し、それによつて、どの証拠でどの事実を認定したかという論理過程は判決書には記載されない、また、判決の宣告をするときには判決書ができていなくても、主文が書かれてあるものを読めばそれで足りると私は理解しているのですけれども、そこまではいいのかわか別として、刑事の判決書でもこのように簡略化することを工夫し、実践していらつしやる。こういうような事実を照らしまして、民事の判決書がそのように簡略化できないのは何か実質的な理由があるのかどうか、その点についてお伺ひをいたしたい、このように思ひます。

○泉最高裁判所長官代理者 ただいま弁護士から簡易裁判所判事の任官に關連いたしまして、判決書の問題を御提起になられました。御指摘のとおり、弁護士の方が裁判官に任官されることを遠慮される一つの大きな原因といたしまして、訴訟手續が煩瑣である、特に御指摘のような判決書が複雑である、こういうことが遠慮させる一つの大きな原因になつてゐるのではないかと思ひます。

そこで、簡易裁判所について申し上げますと、御承知のように簡易裁判所につきましては、民事の三百五十九条をもちまして、「判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ請求ノ趣旨及原因ノ要旨、其ノ原因ノ有無並請求ヲ排斥スル理由タル抗弁ノ要旨ヲ表示スルヲ以テ足ル」ということになつておりました。ただいま委員の御指摘になりました証拠による推論というものは不必要とされておられるわけにございませう。私どもは、簡易裁判所におきましてこのような簡略判決を利用される方がさらに拡大さ

れることを望んでおります。そのために簡易裁判所の訴訟手續に關する特別活用事例集といった執務資料も用意いたしまして、その中で簡略判決の例も掲げていただいております。

それから、簡易裁判所の事件の約八割は、クレジット事件でありますとか貸し金事件などの消費者信用關係の事件で占められておりますが、私どもでは、この種の事件につきまして類型別に定型的な請求原因を研究いたしまして、これを裁判官の参考に供してゐるところでございませう。弁護士のように法律知識が豊富で、基礎のしっかりした方でございますと、短期間のうちにこういう手続にもなれていただけたらと考えておりますけれども、私どももいたしまして、定型的な請求原因の研究の範圍をさらに拡大いたしまして、執務参考資料を充実いたします。そういうことに努力いたしまして、多くの方が御懸念なく任官していただけることを望んでゐる次第でございませう。

○冬柴委員 確かに民事訴訟法の第二編第四章では簡易裁判所の手續についての特例、特則が定められておりますけれども、実際にこれが簡易裁判所の実務でどの程度採用されてゐるかということになりますと、例へば口頭で訴えを提起できる、このようなものはまず司法書士さんに書いてもらいなさいというふうな指導になつてしまつたりしてゐるのではなからうかと私は思ひます。そのほかいろいろ結構な、今読み上げられたような判決書につきましてもそのような規定がありますけれども、現実にはそのような判決が採用されない。

そのような理由はどこにあるのかを考へてみますと、先ほどの判事補、判事というふうな方々がその場にいらつしやつて、そのような方々はどうしても特例じやなしにがっちりした論文式に書かれる、それに引つ張られてゐるのじやないかなというふうにもおもんばかるわけにございませうけれども、實際問題、この第二編第四章に定められた簡易裁判所の手續というものは実務ではどの程度とられてゐるのか、あるいはとられていないのか、とられていないとすればそれはどういふところ

理由があると考えられているのか、その点について、わかる範囲で結構ですけれども御答弁をいただきたいと思ひます。

○泉最高裁判所長官代理者 民訴の特則がどの程度活用されているかという御質問でございますが、口頭受理という点で申しますと、六十一年度では〇・三%と、かなり少のうございませう。しかし、私どもは定型的な訴状の用紙を窓口においておりました、それで簡単に書き込んでいただけ、これを私どもは準口頭受理と称しておるのでございませうが、それが一六・八%ございまして、口頭受理、準口頭受理で合わせまして一七・一%の受理をいたしているところでございませう。

それから、今特に御指摘のございました簡略判決でございますけれども、これはちよつと古うございませうが、昭和五十六年三月から五月にかけて六百七十二の裁判体を調査いたしましたところ、金銭事件では約五〇%の裁判体が、また不動産事件では二六%の裁判体が、その他の事件では八%の裁判体がこの簡略判決を利用しているという結果が出ております。ただ、これでもまだ十分ではないと思ひます。その理由は何かということろでございませうが、やはり裁判官といたしまして当事者の納得を得るといふことが一つございませう。それからもう一つは、これが控訴された場合に地裁の裁判官が読む、控訴された場合に控訴審の裁判官を納得させる、こういったことを一番大きな理由といたしまして、どうしても簡略判決の利用をちよつとよされたいということになつてはならないかと思ひます。この点は私どもは、裁判官の会同でありますとか、そういった執務資料でできるだけ、こういうせつかつの法制度があるものですから、これを活用するようにということろで裁判官方の理解を求めているところでございませう。

○冬柴委員 立派な判決書よりも迅速な結論、当事者は主文しか読みませんよ。それは上訴審の判事がどういふような採点をするかということにおもんばかつて、そういうふうな努力で言い渡し期

日が先になるといふことによつて失うものの方が非常に大きいと思ひますので、現在進めていらっしゃる特別の実施、これをもつと強く御指導をいただきたいものだ、このように思ひます。

それから、弁護士から裁判官になるという場合に考えるのは裁判官をやめてからの生活はどうなるのかということ、弁護士は定年がありませんので、やれるわけですけれども、裁判官は当然定年がございませう。そして、一度弁護士としての所を閉じまして裁判官に任官をして、十年なりしてもう一度自分の事務所に戻りまして、そのときにもう顧客は雲散霧消いたしてございませう、恐らくできないということになると思ひます。そういうことを考えますと、そのようなルートを通じて任官される簡易裁判所判事なりそういう人たちについて、定年後の生活、年金制度、こんなものも考えれば法曹一元というものを實現するのには一歩前進するのではないか、このようにも思ひます。ですから、そのようなことはお考えはございませうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 おっしゃるとおり問題があるかと思ひます。大変難しい問題ではないかというふうにも思ひます。大変難しい問題ではないかというふうにも思ひます。裁判官の場合、司法修習生からすぐに判事補になり、ずっと引き続いて判事になり、そしてやめるということになりました場合は、やめた後の年金が支給されるわけです。退職手当も、経過した年数に応じての退職手当法に基づく退職手当が支給されるわけです。弁護士はある程度期間おやりになつて、途中で裁判官になるという期間おやりになりますと、退職年金にいたしまして退職手当にいたしまして、どちらの面でもその年数が、当初から裁判官であった人との間でははつきりした差があるということになります。年金につきましてはいろいろと制度の改正等が行われておりますけれども、それにいたしましてもやはり当初から裁判官であった人との間ではどうしても差ができてくるわけです。

これをそれじやどう改めるかということでございませうが、これは単に裁判官あるいは法曹の分野での制度改正という問題にとどまらないで、要するに国家公務員全体を通じての大きな退職手当ありは共済年金についての改革の問題になつてまいりまして、これは余りに大き過ぎる問題、少なくともここでお答え申し上げることはちよつと簡単にできないような問題のように思ひます。私どもは、私どもとしましては、何とか現在の制度を前提にいたしまして、余りそういうふうな御指摘のような点がマイナス要因にならないよう、現在の制度を前提とした上でできるだけマイナス要因を生じないような人事の運用と申しませうが、そういうふうな方向で考え、そして少しもカバリーしていくというふうなことができないかどうか、そういうふうな観点から考えるほかはないのではないかとこのように思ひます。

これをそれじやどう改めるかということでございませうが、これは単に裁判官あるいは法曹の分野での制度改正という問題にとどまらないで、要するに国家公務員全体を通じての大きな退職手当ありは共済年金についての改革の問題になつてまいりまして、これは余りに大き過ぎる問題、少なくともここでお答え申し上げることはちよつと簡単にできないような問題のように思ひます。私どもは、私どもとしましては、何とか現在の制度を前提にいたしまして、余りそういうふうな御指摘のような点がマイナス要因にならないよう、現在の制度を前提とした上でできるだけマイナス要因を生じないような人事の運用と申しませうが、そういうふうな方向で考え、そして少しもカバリーしていくというふうなことができないかどうか、そういうふうな観点から考えるほかはないのではないかとこのように思ひます。

○冬柴委員 非常に難しい問題であることは承知いたしておりますけれども、ただそういうことでありませうが、弁護士からそういう者を採用するということになりませうと、その点をどうしてもクリアしなければならぬのではないかと。ただ、若くから裁判官一筋で来た方と同額をというふうな大それたことを考えるわけはありませう。要するに老夫婦が静かに安心して過ごせる程度のものが何らかの形で保障される道があれば、弁護士から裁判官になられる方は十分考えられるのではないかとこのように申し上げているわけです。

時間もお迫つてきますが、家庭裁判所における家事事件というものは、やはり人生経験が豊かな弁護士経験者である家庭裁判所裁判官、こういう人が関与する方が適当だ、特に家事調停の主任裁判官等は適当だと私は思ひます。もしも弁護士からそういう者を採用するということになつた場合、例えば家庭裁判所にいらつしやる判事あるいは判事補の方が地裁なり高裁の方へ回つて一審強化に尽力をしていただく、その家裁の方で現

に家事調停の主任等をやつていらつしやる裁判官を回すことも可能ではないか、こういうふうな思ひます。家庭裁判所の方に大体どれくらい今いらつしやるのか。少年事件はちよつと無理でしょうけれども、家事調停とかそういうふうな面での程度の裁判官がいらつしやるのか、もしわかれれば結構ですけれども。

○櫻井最高裁判所長官代理者 家庭裁判所に勤務している裁判官でございますけれども、大都市につきましてはそれぞれ地方裁判所あるいは家庭裁判所と分かれて勤務しているわけでございますけれども、それ以外の中小規模の裁判所ということになりますと、裁判官はいずれも地方裁判所、家庭裁判所を兼務いたしているわけでございます。したがらしまして、全国的にこれどれくらゐの数になるかというの、なかなかはじき出すことは難しいわけでございます。

○冬柴委員 そういう面もひとつ考えていただいで、そういう家庭裁判所の家事調停等に弁護士から裁判官になつた人が縦横にその経験を生かして妥当な解決というものに裨益をしてもらいたいのだ、このようにも思ひます。

次に、裁判所の書記官というのがいらつしやいます。その職務権限を大幅に拡大して、現在裁判官がやつていらつしやる仕事をそちらに移しかえるというふうなことは考えられないものだろうか。例えば六十一年度の簡裁の督促事件数というのは六十三万件という膨大な数でございます。略式命令事件につきましては実に二百二十九万件に達しているわけでございます。これを数少ない裁判官が処理をしていらつしやる。実に御苦労である。ほとんど判をつくだけの任事に忙殺をされるというふうな御気の毒な実情があるように私は思ひます。これらの定型的な処理を裁判所書記官に処理できるような法制度というのは、法の仕組みが無理なのかもわかりませうけれども、例えば事務取扱の裁判官のような発想とか、あるいは法改正をしましてそういうものについては裁判所書記官もできるような改正を实体法で

に努力をしていただきたい、このように思うわけ
でございますが、その点についての所感をお伺い
をいたしまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。

○林田國務大臣 いろいろ御説を伺っておりま
して、一々ごもつともであると存じます。裁判が長
引いておりますし、また裁判が極めて複雑であ
り、しかも事務手続も面倒であるというようなこ
ともございまして、その辺を十分検討させてい
ただきたいと存じます。

また、実社会へ直接関与されまして酸いも甘い
もかみ分けられました弁護士が裁判官になられる
という法曹一元の問題は、非常に重要な問題と存
じます。今後とも、いかにすればそれがさらに実
現できていくかということにつきまして十分検討
をいたしたいと存じます。ありがとうございます。

○冬柴委員 終わります。

○戸沢委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時二十四分休憩

午後四時四分開議
○戸沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。田中慶秋君。

○田中(慶)委員 このたびの法案の中で特に裁判
官の定数増加の問題でありますけれども、今日の
裁判の判決までといますか、それらに対する日
時が大変多かかっているというのをよく言わ
れているわけでありまして、時代の流れが大
きく変わり、そしてまたスピードが要求されて
いるときに、やはりそれに対応しなければいけ
ないのではないかと、こんなふうには思っており
ます。そういう点では今回の裁判官の定数増加はこ
の程度で十分なのかどうか、まず一点、その辺を
お伺いしたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 まことに直截な御
指摘でございますが、裁判所にとりましても非常
に基本的で、かつ難しい問題であるわけござい

ます。

裁判所の使命は、申すまでもございせんが、
すべての事件を適正迅速に解決することにあるわ
けでございます。裁判官の定員がこの程度でい
いかどうかという点は、一般論をいたしまして事
件の適正迅速な処理が十二分に保障されるだけの
人員が必要でございまして、今回お願いいた
しております人員で十分かどうかということにな
りますと、かなり難しい問題が出てまいります。
これまでも、今御指摘がございましたように訴
訟の遅延というものが指摘されております。御存
じのようには裁判はひとり裁判所の手のみで進めら
れるわけはございせん、民事で申しますと、
原告と被告とが相対立いたしました、それぞれが
代理人を通じて主張立証し、その過程を経て
最終的な裁判所の判断に至るわけでございます。
特に訴訟の遂行につきましては、現状におきまし
ては当事者の主導権を尊重して動かしている、こ
ういう点がございまして、そのような訴訟手続の構
造のもとでは、当事者の準備あるいは活動のいか
んが裁判の迅速化を図る上で大きな意味を持って
まいります。

具体的に申しますと、例えば第一審の既済の民
事通常訴訟の平均の期日の回数は六回ということ
になっております。そのうち一回は当事者側の御都
合で流れているわけでございます。このような流
れが防止できますと、計数的に申しますと六分の
一のスピードアップが図られる、こういうような
問題がございまして、それから、いろいろ主張を書
面でご覧いただけます。期日の前に、一週間
あるいは十日前に御提出いただくということをお
願ひしております。期日の当日になってお出
しになる。そういうことも、相手方はその主張
に対して十分な準備ができていないので答弁は次回
ということになりまして、期日が空転するような
格好で一回延びます。このようなことも防ぎます
と、またスピードアップにつながるわけでありま
す。

そういうわけでございまして、当事者の訴訟遂
行の協力度合いというものがかなりウエートを占
めておりますが、裁判所といたしましては当事者
が十分準備をして訴訟に臨みます場合、それに受
けこたえるだけの人的、物的な体制を整備するこ
とが必要でございまして、したがって、迅速な
裁判実現のために裁判官及びこれを補助する職員
の増員をお願いすることはもとより、当事者の訴
訟活動のあり方あるいは訴訟法規の定め方、事務
処理方法等すべて、これが訴訟の促進につな
がってくるわけでございまして、私どももそのよ
うな観点からあるいは増員あるいは事務処理の改
善工夫、こういうような措置をとってきたわけで
あります。

今回は簡裁判事五名ということでございまし
て、判事、判事補の増員は要求いたしております
ん。書記官、事務官等の増員をお願いしているわ
けでございますが、今申しました諸般の工夫を重
ねながら、今回の法律案を可決していただきます
ならば、事件処理に大きなお力をお貸しいただき
とかがやっているといたしてはどうかと考えておりま
す。

○田中(慶)委員 大変丁寧なる御答弁をいただ
いたわけですが、素朴な疑問として、例えば今度の
定員の問題でも五名ですが、これで本場にスピー
ドアップできるのかどうか。これが今裁判になる
と、例えば民事になると時間がかなり過ぎるとい
うのが一般の定評でありますし、そしてまた、な
ぜそんなに時間がかかるだろうというのが素朴
な疑問だと思っております。やはり裁判というのは公平
であり公正であり、かつまたスピードアップをさ
ねなければいけないということとはよくわかりま
すけれども、そういう点ではいささかその時代時代
に合うような形の中で、少なくとも人的なもので
解決できるならばそれを供するのが国民に対す
る奉仕ではないかと私は思うし、また公平なる、
あるいは公正なる裁判ではないか、こんなふう
も考えておりますので、これでできるということ
をいわれても、少くともそういうこと

を含めて全体的にぜひスピードアップをされるよ
うに要望しておきたいと思っております。
実は、これに直接関係はないわけですが、
法務の關係で関連質問をさせていただきます。生活
すなわちこの法律によっていろいろな問題、生活
の問題やら地域の問題が大きく関係するわけであ
ります。
そこで実は、私も日常生活を営む上において
それぞれ町内会、自治会というものが大変重要で
あるということは認識していらつしやると思いま
すけれども、この町内会、自治会に対する法律的
根拠が今全然ない。こういう問題が一つ。そこで、
現実には地方自治体や国が援助をし、補助をしな
がらそれぞれ地域での友好活動をいただいております
ます町内会館の登記の問題について、現実にはそ
の法律的根拠がないためにこの町内会自治会館を
めぐっていろいろな問題が出てくる。これが現実
であります。そういう点では、この町内会、自治会
というものは人格なき法人ということになるので
しょうか。そういう点を含めて明確にする必要が
あるのではないかと、こんなふうには思いますけれ
ども、この辺についていかがお考えでしょう。

○藤井(正)政府委員 町内会、自治会といつたよ
うなたぐいのものにつきましては、これは先生が
今おっしゃいましたように法的根拠がない。つま
り、法人格を与えるような制度にはなっておら
ないわけでございまして、これはしかし、人の集団
として独立の組織体と見られるようなものにつ
きましては権利能力なき社団というふうな呼び方
で、一応の社会的存在が認められているわけござ
います。そのような社団は社団の持っている財産
に対する法律関係につきましては社団自身が権利
義務の主体とならないというふうには考えられ
ない。現行の登記の実務においては町内会、自治会
という名前でもって登記をすることは認められて
いないのが現状でございます。

○田中(慶)委員 認められていないからこの質問
をしているのですよ。そんな不親切なことがあり

ますか。大体、この通告をしているときに明確にそのことを言っているわけでしょう。限られた時間の中でちゃんとするのですから、少なくとももつと町内会自治会館というものがどのように運用されているか。言いましようか。例えば防災活動もそうでしょう。環境問題だってそうです。あるいは保健衛生問題もそうです。消防活動もそうです。あるいはまた老人の問題、青少年育成、こういうものがすべて町内会館を媒体としているいろいろな地域活動がされているわけでしょう。

しかしその会館が、今申し上げたように、あなたからの答弁のように、今の法的根拠がないために例えばこういう問題が起きているわけですよ。地価が高騰していたり、あるいはそれぞれの個人の経営する、例えばその会長さんたちがある商売をしていて、ところが町内会館を担保とされて訴訟になったり、いろいろな問題が現実起きているわけなんです。それは、法的な根拠がないからこういう形で困っているわけでありまして。しかし、代表者の名前になっていけば無断で担保も入れることができますね、はっきり申し上げて。現在こういう問題が起きているから大変困っているわけでありまして。このことについては、長い間、三十年近く働いて町内会長をやめられた方で今故人になられたわけでありまして、歴代の官僚の皆さん方に対する手紙を出してみたり、あるいは総理に対しても手紙を出した。しかし、手紙というのは返事があつて初めて国民に対する親切な回答だと思つて。それが一つもない、こういうことでありますね。そういう点で全くあなたのような答弁が予想されているから、私は今回もあえて質問をしているわけでありまして。

○藤井(正)政府委員 このような団体は公益を目的とするものでもございませぬし、他方、営利を概念的に申しますといわゆる中間法人という範疇に属するかと思つて。中間法人につきましても、これに法人格を与えるかどうかということにつきましては、かつて法制審議会の民法部会において

審議をされたことがございますが、かなり難しいということであつてこれが実現しないままになっております。

そこで、登記を認めるというためには、これに一般的な形で法人格を与えられないとしますと、個々の町内会なり自治会というものについて法人格を認めるような個別の立法がなされるかどうかということでもございまして、そのような問題につきましても関係省庁においてもあるいは御検討がされているかどうかよく存じませんが、今後そのような省庁と連絡をとりながら検討してみたいというふうにしてあります。

○田中(慶)委員 検討してみたいじやないのですよ。例えば自治省がそれぞれ地方自治体に対して、少なくとも交付金や補助金の問題、直接関係がありますね。そして地方自治体がそれを奨励しながら補助金を出して、例えば今建設費の六割近いお金を補助金として出してそれぞれ地域、極端なことを言えば行政の下請みたいな形で一生懸命いろいろなことをやっております。公報を配つてみたり選挙のときのいろいろな問題をやつてみたり、すべてこの地方自治体、行政の下請機関みたいなことをやつていことは現実なんです。お認めになりますか。

○林田(國務)大臣 私も地方自治に大分長い間携わつておりましたので、そういう自治会とか、よく存じております。いろいろな末端におきます行政をやつていただいております。したがつてそこに対する補助金も国から府県へ参りまして、府県から市町村に参つて、そして市町村からまた補助金が行く、そういうようなことであるいろいろな財産も持つておられるわけですね。

ういう末端の団体をいかに考えていくかというのを地方自治の問題として取り上げまして、自治省においていかにするか、それが必要だろうと存じます。自治省ともよく相談をしてみます。当面はやはり代表者で登記をしていただかざるを得ないというのが現状でございます。

○田中(慶)委員 大臣、それはわかるのですよ。だけれども、今言うような形の中で訴訟事件が起きたり、いろいろなことをしているわけですよ。そして皆さんがボランティア活動をしたり、いろいろなことをしています。そして補助金まで出ているものが、やはりそれは権利なき法人といふんですか、そんなことだけではなくして、もつとそれだけならそのために法律を整備してもいいんじゃないですか、はっきり申し上げて。これだけ地域活動、いろいろなことをやっています。みんなボランティア的に、みんなそういう形で、目的があつて営利事業をやっているわけじやありません。しかし、そういうものこそもつと大切に保障してやるのが法律であつてもいいんじゃないか、私はこんな気がするので。はっきり申し上げて、そういう点で自治省も困っているのです。法律的根拠がないものですから。そういう点で私はきよこの質問に立つたわけでありまして。自治省の見解も全く今までの見解と同じなんです。ですから、そういう点では大臣がこれに対する一つの意気込みなり考え方を整理して、何とか、幾ら営利事業でない場合であつても、せつかくこれだけ全国的に、地域といふんですか、直接国民に多くの奉仕やあるいはそれを媒体として地域が、あるときは文化であり、福祉であり、いろいろなこれだけ多目的に利用されている会館が何の法律的なそういう保障がないということ自体がやはり問題であらう。

○田中(慶)委員 限られた時間でありましてけれども、どうかそういう点で、せつかく皆さんがこの自治会活動や町内会活動というのをそれぞれ奉仕やあるいはまた皆さんの善意の集まりでやつていられるのです。この全国的なデータでも、例えば役員の方々が、アンケート調査の中で、九八%無報酬です、これは。こういう人たちが困らないような形で活動の保障というのはいはまた、そんなふうにしてあります。あるいはまた、それぞれ活動というものが、地域にとりましても本当に身近な行政みたいな形で町内会活動というのを感じているわけでありまして、そういう点

ういう末端の団体をいかに考えていくかというのを地方自治の問題として取り上げまして、自治省においていかにするか、それが必要だろうと存じます。自治省ともよく相談をしてみます。当面はやはり代表者で登記をしていただかざるを得ないというのが現状でございます。

はそれを保障する意味でも自治省と相談をして、これらに対する法的な整備をせしめていただいで、そのことがこれからの支障にならないようにしていただきたいというのを強く要望して、私に与えられた時間でありましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○戸沢委員長 滝沢幸助君。
○滝沢委員 委員長、御苦勞さまで。大臣初め政府の皆さん、御苦勞さまで。

今ほど裁判のお話があったのでありますが、今回の定数にも関連することでもございしますが、戦後裁判というものは大きい裁判、しかも死刑というものは必ず無罪になる、いわゆる冤罪でありました。こういうことにつきまして国民はこれに裁判を信するであろうか、こういうことを私は案ずるのでありますが、これについて、今裁判の信頼の話がありましたが、裁判をどうして国民が信することができようか。そして、やむを得ずば世論がこれを支持する裁判はひっくり返るんじゃないですか。キリストを裁いたあの裁判と同じでは話にならぬ。やはり事が裁判に持ち込まれたときは、そして病人が手術室に入ったときは、一切合財素人は手を引く、こうでなくては行けない。お医者さんだつて人間だ。あたりでやいやいやいわれたのじやメスが狂う。裁判だつてそうではないか、こう私は思うのですよ。松川裁判その他数々見てきました。裁判に対して世論ないしはマスコミが静かにこれを見詰める、こういう雰囲気も醸成されなくてはならないのではないかなどと思うのであります。所感があれば一言。

○山口最高裁判所長官代理者 裁判あるいは裁判所に対する国民の信頼をどのようにして確保するかという問題は、非常に大きな問題でございします。御指摘のように、裁判所の使命は公正迅速な裁判を通じて国民の権利、利益を擁護して社会秩序の安定に寄与することにあるわけでございます。私どももいたしましては、そのような使命を持つ裁判所に対する国民の信頼を確保するため、基本的には個々の裁判におきまして裁判官を初め

裁判所職員が自分の使命を十分に自覚いたしまして日夜最善の努力を尽くす、その努力の集積によりまして国民あるいは報道関係者の信頼を確保できるのではないかと、かように考えているわけでございします。司法行政の立場といたしまして、そのようなことが達成できますように環境づくりに努めているわけでございします。

ただいま御指摘のように、一つは裁判の内容の問題が出てまいります。私どももいたしましては、個々の裁判の中身がもろもろの観点からする国民の皆様の目から見ても十分納得のいくものであることが何よりも必要でございまして、裁判の適正ということはこのことを指しているわけでございします。近年、国民生活の多様化、価値観の対立ということを背景にいたしまして、裁判所に提起される事件も一段と複雑困難化を示しております。そのような状況のもとで、事案の真相を的確に把握し、総合的な観点から適正に処置するという裁判官の職責を十分果たし得ますように、例えば行政の面からいたしますと、裁判官の養成、研修につき幅広い知識経験をいただくように、前から行っておりますような報道機関あるいは民間企業等への研修、あるいは昨年からは研修といたしたような種々の施策を講じたところでございします。今後ともそのように努めてまいりたいと思ひます。

第二の問題は、先ほどもちよつと問題に出ましたが、迅速な裁判の実現でございします。これにつきまして、裁判所職員の増員を初めといたしまして、もう一つの工夫改善をいたしまして、昨今におきましては、弁護士会におかれましては、訴訟の現状を見直すべきである、いろいろ訴訟促進の御工夫をなされる動きが出ておりますので、私ども十分コミュニケーションを図りまして、訴訟の促進が一層図られるような手だてを考へてまいりたい、このような努力の積み重ねで国民の皆様方の信頼を確保してまいりたい、かように考えております。

○滝沢委員 いささか焦点がばやけておりました。そこら辺に問題の根があるのではないかと私は思いますが、先に進みまして、後でもう一度このことに触れさせていただきます。

さて、大臣、刑事施設法改正をお考えのようでありますが、しかし、これにつきましては、実は日弁連などを初めいろいろ意見のあるところでありまして、ゆえにこそ御苦勞されているわけでありますが、これが志すもの、そして今後の作業日程と申しますか、一言おっしゃってください。

○林田國務大臣 御承知のように、五十七年に法案を出しまして、これが廃案になったわけでございします。そこで、日弁連の方で反対がありましたので、日弁連と十分話し合いを重ねまして、二十一年目に及びますところの修正をいたしました。そして昨年再び提案をした次第でございします。ところが、国会におかれましては審議が行われず、現在、継続審議になっておるのでございします。この法案は、実は行刑制度が世界的に非常に近代化をされてきております。それで、我が国におきましては近代的な行刑制度にしていこうというところで、それを盛り込んだ法案でございまして、これはいわゆる囚人のためにもなるところの法案でございします。そういうようなことで、どうしてもこれを行政の近代化のために通過をさせていただきたい、かように存じておるわけでございまして、ひとえにこの委員会の先生方の手に握られておるわけでございします。

問題として日弁連がさらに申しておりますことは、一つは、弁護士さんがそこへ行って十分話し合いができるようなことにしてもらいたいというところが一点であります。また、もう一つは、いわゆる代用監獄の制度でございまして、この代用監獄の制度を早くなくするように、こういうようなことがございします。この二つの問題につきましても十分配慮いたしまして、今回の法案の中には新たにそういうことに対する対策を入れておるわけでございします。しかし、なおこれは法務委員会におかれまして十分御審議をいただきまして、その過程においていろいろ問題が出てくると思ひま

するが、やはり刑の執行は近代化されなければならぬというところをお考えいただきまして、この国会中にはぜひ御審議いただき、通過をさせていただきたいと念願を申し上げておりますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

○滝沢委員 問題は、大臣がおっしゃいましたように、依頼主と弁護士が十分に話し合う状況になくならない点にあるわけでありまして、代用監獄のことはまずおきまして、この面だけもっともっと今提出されているものよりも改善をされる必要があるのではないかと。時代とともにいろいろと近代化とおっしゃるわけでありまして、それこそ、たとえつながられているとはいひながら、法によって保護されるべき者が法の手続において弁護士を依頼しているわけでありまして、この間に十分に意見の交換がなされることをこそ、旧来の法律よりもさらにその面を強化したというのでなければいけない、こういうふうに私は思ひますので、でき得べくんば、この審議の作業中といえどもその点について再々の手直しをされるように希望してやみません。そのお考えはございしますか。

○林田國務大臣 今の弁護士さんが面接をしていただくということもございしますが、これにつきましては、十分修正をいたしまして今出しております。これで大体遺憾なくできると考へておるわけでございします。なお委員会におきましていろいろ問題がありましたならば、そういう点も十分配慮していかなければならないと存じておるわけでございまして、もう修正済みと言つていいところにある、かように存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○滝沢委員 修正済みと言つてしまえば、もうこれはそれで同意できないことがあれば議会は通らぬということになりますから、やはりその御答弁というものは、国会の意思がそこにあるならば修正もやぶさかでないということになりますかと、これはちよつといけませんな。

○林田國務大臣 たいだいも御答弁申し上げます。

たように、国会の意思によって決まる、かように存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○滝沢委員 さて、さらに話を進めますと、その弁護士に資格を与える司法試験、これが難し過ぎると一言に尽きるのであります。ところが、世に哀れなるものは司法試験浪人であり、四十歳、五十歳になるまであきらめない、あきらめたときには既に人生は夕暮れになっている、ゆえに、持つて生まれた才能と多年の努力にもかかわらず、まことに悲惨な生涯を終わるといふ例は決して少ないわけではございません。しかし、だからといって、これを適当に安く売り出していいものではない。非常に難しいことではあります。しかし、私は、さきに裁判のあり方につきまして、世論の操作によって裁判が動いてはだめだと言いました。それは決して、定員をふやせとか待遇を改善しろということ以前の、ないしは法の知識というようなもの以前の、人間としての尊厳に対する人間としての理解はかがか、これにあらうと私は思っております。大岡裁判を待つまでもなく、その点は司法試験のあり方にもかかわることでございます。

特に今、回数制限をするとか年齢制限をするとかいうことがいろいろと模索されているようであり、しかし、これに対して憲法違反ではないかというふうな反論も出てきている模様であります。司法試験のあり方というものをきちんとして、いわゆる知的偏重ではなくて人的な、人間としてのとうとき、立派さ、美しさ、これが選択されませんと裁判がうまくいかぬですよ。世論によって操作されるような判決を出すのはこの知的偏重の司法試験の中にある、ないしは、この司法に携わられる方々の人間修養の足らざる点にあると申し上げても過言ではなからうと私は思います。

法によって、法という字は二つございまして、御存じのごとく皆さんの法律の法、これは裁判官でございませぬ。しかし、仏法などという宗教の法、この方は神様でありませぬ。言う

なれば、この法によるものは神様であり、他の法をとるものはこれは裁判官でありますから、そのような意味では、神格に近いいわゆる御人格を備えてちょうだいしなければならぬ。それが知的偏重の試験によって苦勞されているという姿は私は大変問題だと思ひまして、司法試験の改善につきましていかなるお考えがあるか、時間が迫りましたのでひとつ端的に御表明を願ひたい。これは提出されるお考えなんでしょうか。

○根来政府委員 ただいまおっしゃるとおりでございまして、私どもの方はそういう考えのもとに立ちまわっている工夫はしておるのでございませぬけれども、なかなかいい知恵が出ないというところございまして、今回法曹基本問題懇談会というところでのいろいろな意見をちょうだいしましたが、その意見を踏まえまして改善策を考えていきたい、こういうふうにご考えております。

○滝沢委員 改善策を考えたというところは、結論が出れば改正案を出すということでございます。○根来政府委員 これはいろいろ手続はございませぬけれども、法曹三者で協議会がございませぬ、そういう協議会にかけたり、あるいは法制審議会に答申を求めたり、そういう手続を踏んだ上で国会にお願ひしたい、こういうふうにご考えております。

○滝沢委員 その作業日程はどうなりますか。○根来政府委員 でき得れば一、二年のうちこの改正案を取りまわると国会にお願ひしたいというふうにご事務的には考えております。

○滝沢委員 そうしますと、一、二年のうち司法試験制度の改正に関するいはば提案があるというふうにご理解すべきでございませぬか。○根来政府委員 今確たることを申し上げるのは非常に僭越でございませぬけれども、私どもはそういうスケジュールで進みたいというふうにご考えております。

○滝沢委員 さて、時間がございませぬが、大臣せんだったの予算委員会でも申し上げました戸籍

法の改正の問題です。すなわち戸籍法五十条、同じく施行規則の六十条を改正しないしは廃止をして、人間が生まれたときにその人間が一生運持ち得るべき名前、これを親御さん方が愛情を込めて、祈りを込めて選んだ名前は、日本の国に通用している漢字ならばどの漢字でも受け付けてよろしいという、いわゆる戦前のあの自由なる命名の制度を復元しなさい、こう申し上げましたら、いろいろと議論の末に、少なくとも前向きに御検討をちょうだいするという御答弁をちょうだいしたわけでありませぬ。つきましては、今までたびたびお聞きいただいたのでございませぬが、それらのことを御審議いただくための諮問委員会等とつともかくにも任命されて、もう一度これを議論に付するということはお考えはないかどうか。

すなわち、この前申し上げましたように、ここ十個なり百個の文字が緩和される、いわゆるふえまると、その字が圧倒的に届けられてくることを考えても、いかに国民は名前を自由につけるということを望んでいるか。これをこの制度は定着したとすぐ役人はおっしゃるのだけれども、法律の権限でこれを抑えておりますから定着したかには見えますが、決して決してそうではありませぬ。事例を一つ引くまでもなく、この名前をつけようと思つたが受け付けにならなかつたという例はおびただしい数に達しているわけでありませぬから、どうぞ大臣、大臣もこれからひとつ試みに十人ほどのお集まりのところに行つてその話をしてみたらどうか。必ず二、三人の人は、うちの孫が、うちの嫁がという話が出てきます。どうかひとつ、名前ぐらひはせめて自由につけさせてあげたらどうか。これが愛情のある政治でなくて何でありませぬか。これが竹下さんのおっしゃる大事に大事に——何を大事にするのですか。名前を大事に大事に、命を大事に大事に、人格を大事に大事にじゃありませんか。お願ひしたいと思ひますが、お考えを示していただきたいと思ひます。

○林田国務大臣 おっしゃる通りに、名前を大事に大事にしなればいかぬと思つております。そ

こで、この前の分科会の後を受けまして、現在、民事局長が先に立ちまして、まず法務局、それから直接戸籍事務を取り扱つております市町村、そういうところの意見を聞きまして、現在どういふ漢字を要望されておるかということを集めてまいりまして、そして相談をしよう、こういうことになつておりますので、お話のありました点は十分よく承知をしまして大事にして進めてまいります。

○滝沢委員 大臣、ありがとうございます。大臣がこれを改正しないしは緩和をして一つの方向を示すならば、私はこれはもう本当に歴代法務大臣の中でさん然たる業績と信じて疑いません。どうぞひとつ大いに御検討いただきまして、国民のこの広い要望にこたえていただきたくすように要望して発言を終わります。

どうも御苦勞さまでした。委員長、どうもありがとうございます。大臣初め政府の皆さん、どうも御苦勞さまでした。○戸沢委員長 安藤廉君。○安藤委員 休憩前にも弁護士からの裁判官の任用の問題が論議されましたが、最初に最高裁判所の事務総長さんにお尋ねしたいと思つたのです。最高裁判所は来年度から年間二十人程度の裁判官を弁護士から任用するというごことをお決めになつたという話を聞いておりますが、これは本当かどうかということ、本当であれば具体的にどういふ準備をされておられるのか、まずお伺ひしたいと思ひます。

○大西最高裁判所長官代理者 在野法曹として広い社会経験をお積みになつた弁護士さんから裁判官に来ていただくというご気持ちは、今に始まつたわけじゃございませぬ、昔からずっと裁判所としては持つておりました考えでございませぬが、御承知のとおり、最近弁護士から裁判官に任官される方が前に比べて少なくなつてきております。そういうことで、先ほど申しましたように裁判所といたしましては弁護士さんから来ていただきたいというご気持ちは持つておりますが、これを

もう少し積極的に来ていただきたいということをはっきりさせまして、果たして応募しても探つておられる方があつてはいけませんので、そんなことはないのだ、大いに来ていただきたいということをはっきり最高裁の方から積極的に申し上げた方がいいのではないかとということで申し上げたわけでございます。

○安藤委員のおっしゃいます二十人云々というのは新聞に載りましたことですが、大抵そういうようなことを考えておりますが、もう少し具体的なことにつきましては現在いろいろと検討しておりますのでございまして、いずれ近いうちにその具体的なことをも弁護士会等へも御説明をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○安藤委員 今伺ひしております、何か名の上げになつたというか、アドバルーンを上げれば、それよりももう少し一歩踏み込んだお考えを持っておられるような気がするのです。それで、私は来年度から年間二十人という話を伺つたものですから、これは相当話が具体的にいつておられるのじやないかという気がするのです。ですから、具体的にどういう準備をしておられるのか。

それから、さらにお伺ひをすれば、任用の方法はどういうことをお考えになつておられるのか、希望者ほどのくらいあるというふうにお考えになつておられるのか、その辺のところもできればお伺ひしたいと思つたのです。

○櫻井最高裁判所長官代理人 此の弁護士から裁判官に来ていただくという件につきましては、基本的な考え方はたゞいま事務総長から申し上げましたとおりでありまして、とにかく裁判所に弁護士としての豊富な経験を持つた方に来ていただきたい、それが裁判所の現時点におけるいろいろな事件が参つておられますその状況に対処していくに非常に効果的であらう、そしてそれがまた同時に法

曹一元の考え方にも共通するものがあるであらうと考へておられるのであるわけでありませう。来年度から、昭和六十三年からこの弁護士からの採用というのを本腰を入れてやつていきたいと考へておられるわけでございます。これもたゞいま事務総長から申し上げましたとおり、これまでそれじやありませんで、これまで弁護士から裁判官への採用希望がある方があれば来ていただいていたわけでありませう。ただ、それが昭和五十年代に入りましてだんだん少なくなつてきてしまつた、そういう状態が事実上続いていたということでございます。この春からとてかく力こぶを入れて採用を推し進めていきたいと思つておられるわけでありませう。ただ、それじや例えばその採用の手続あるいは申し出の手続、そういうものをどういふふうにしていくか、採用した後の配置あるいは待遇をどういふふうにしていくか、例えば現実に執務していただく前の足ならしをどういふふうにしていただくかといった点につきましてはまだ検討中でございます。これは検討して直ちに結論が出るというわけのものではなく、だんだんと固まつていくものであるわけではあります。とにかく今直ちにここで申し上げる段階にまで固まつておられませんで、近いうちにその点を取りまとめまして、そして例えば日弁連等にも御説明申し上げる機会を持ればと考へておられる段階でございます。

○安藤委員 そうしますと、もうこれ以上お聞きせぬ方がいいのかという気がするのですが、任用の方法なんかも先ほどお尋ねしたのですが、例えば簡易裁判所の判事のように推薦委員会あるいは選考委員会、そういうようなものもおつくりになるお考えなのかどうかということはどうですか。

○櫻井最高裁判所長官代理人 手続につきましても、今申し上げましたように、現在考へておられるところというところがございます。ただ、簡易裁判所の判事の選考委員会と申しますのは、これは法曹資格のない方を裁判官に任用する方法として設けら

れているわけでありませう。現在問題になつております弁護士からの裁判官採用といふものは、何も今回全く新たに始まる性質のものではないと思つておられるのでございませう。以前からあつたものでございませう。したがつて、その手続等につきましても、例えば委員会を設けて、そして何か今までは全く違つた選考方法を考へるということには恐らくならないのではないかと考へておられます。

○安藤委員 それでは、その問題はもつと煮詰まつた段階でまたお尋ねをしたいと思います。

次にお尋ねしたいと思つたのは、裁判官のうちいわゆる充て判、こういう言葉のもとに司法行政事務に従事しておられる方がおられるということですが、この裁判官の資格を持つておられる司法行政事務に従事しておられる方の数、それから担当する事務、職名の人数を教えてくださいたいと思つたのです。

○櫻井最高裁判所長官代理人 裁判官で司法行政事務を命じられておられる充て判といふもの数でございますが、最高裁判所の事務総局で勤務しております者が四十七名、そのほか各高等裁判所の事務局長のポストについている者、これが各高裁に一名ずつで八名、合計で五十五名でございます。

その事務総局のポストでございますが、最高裁判所事務総局 各局でございますけれども、その各局の局長ポストにある者が六名、課長ポストについております者が十五名、参事官が二名、最高裁各局及び秘書課、広報課といった課がございますが、そういうところにも局付、課付のポストにある者が二十四名ということになっております。

○安藤委員 最高裁判所調査官という方はこの中には入らないのですか。

○櫻井最高裁判所長官代理人 最高裁判所調査官は事務総局の行政事務を担当してはいるわけではございませんので、この中には入れておりませぬ。

○安藤委員 しかし、裁判官法によりまして、その第四編第一章「裁判官」、それから第二章は「裁判官以外の裁判所の職員」というのがあつて、事

務総長、五十七条に裁判所調査官といふふうにあるのですが、この分け方からすれば裁判官ではないわけなんです。そうすると、どういふことになるのですか。

○櫻井最高裁判所長官代理人 御指摘のとおり、裁判所調査官は裁判官法上は裁判官とは別の官を構成しております。現在そのような官名で裁判所調査官の仕事をしてはいる者もあるわけでありませうが、委員御指摘の最高裁判所の調査官、これはいづれも判事でございます。判事が裁判所調査官に充てられておられるわけでありまして、これは裁判官法の附則で裁判官をもつて裁判所調査官に充てることができるといふ規定があるために、これを根拠にして裁判所調査官といふ、裁判官とは別の官の仕事に命じられておられることになるわけでございます。

○安藤委員 ですから、そういう意味でいわゆる充て判ではないということになるわけですか。司法行政事務に携わつておられるのではないから、そういうことだと思つたのです。そういうことでは、間違つておるといふかぬから、押しつけてもいかぬから。

○櫻井最高裁判所長官代理人 裁判官をもつて充てられておられるという意味においては充て判の一つであらうかと思つた。ただ、事務総局の職員のように行政事務を命じられておられるといふのは違つた意味で、この司法行政事務を命じられておられる者の中からは除いて申し上げたということでございます。

○安藤委員 先ほどお伺ひしたところによりまして、最高裁判所の事務総局の中いわゆる充て判の課長さんが十五人お見えになるということですが、充て判でないいわゆる裁判所事務官の方の課長さんといふのは何人お見えですか。

○櫻井最高裁判所長官代理人 充て判でない課長でございますが、最高裁事務総局の中に九名おります。

○安藤委員 その九名の具体的な課名とやつておられる仕事をお伺ひしたいのですが、それとあわ

せて、現在の充て判の方々がしておられる課長職、これは全部判事さんですね。判事の資格を持っておられる方でないとおまらなにかどうか。勤まらないからそうしているのだとおっしゃるだろうと思ふのですけれども、これは裁判官が足りない、不足云々という話を聞くものですから、しかも司法行政事務なるものから判事としての資格を持っておられない方でも十分これは勤まるのではないかと思ふのですからお尋ねするのですが、その点はどうぞしよ。

○櫻井最高裁判所長官代理者 まず判事でない裁判所事務官の占めている課長ポストでございませうが、順次申し上げます。総務局の統計課長でございませう。それから人事局の能率課長兼公平課長、これは一人で二ポストを兼ねております。それから人事局の職員管理官、経理局の管轄課長、用度課長、監査課長、管理課長、厚生管理官、それから家庭局第三課長、以上でございませう。家庭局第三課長は、大体この職名からその職務の内容はおわかりただけようかと思ひますが、これは主として家庭裁判所調査官に関する事務を行っているものでございませう。このポストにつきは家庭裁判所調査官出身の者でございませう。

それ以外の事務総局の課長ポストを判事がやっているという事になるわけですが、判事でなければできないのかというお尋ねでございませう。結局司法行政事務と申しますのは、かなりの部分は裁判官の人事であるとか裁判所の施設の問題であるとか、裁判事務と非常に密接につながっているものが多いわけでありませう。そういうようなものを処理していく場合には、裁判官としての知識あるいは経験といったものを踏まえないうような適正な司法行政事務の処理がしにくいうようなことがあるかと思ひませう。それからもう一つの類型のものといしましては、最高裁判所規則の立案のような法律知識を必要とするものも多くございませう。それからまた全国の民事裁判、刑事裁判等裁判事務に密接に関連するようなものも多くございませう。こういったようなものも、裁

判官の法律知識というものを踏まえた事務処理が行われたいと適切な事務処理が行いにくいという関係にあるのではないかと思ひませう。したがって、今申しました一般職の占めている以外のポストというのは、ずっと以前から裁判官がこのポストについてその事務処理に当たっているわけではございませう。

ただ、できる限りそういったポストにつき裁判官を減らそうという考えは以前からございませう。そのために事務総局のポストにつきましても一人で複数のポストを兼ねるといふようなポストがたたくさんございませう。そういうことで、なるべくその人数を減らすように前々から努めているという事でございませう。

○安藤委員 今後半におつしやうた、努めておられる方向をもつと御努力をお願いしたいという事を申し上げておきます。それから、時間の関係で、節約のためにいろいろお尋ねすることはやめますが、最高裁からいただいた資料の中に、法務省などいわゆる他省庁への出向者数というのをいいたいでございませう。その中に法務省が七十九名というふうになっております。この七十九名の法務省へ行つておられる裁判官の方々はどのような部署についておられるのか、お伺ひします。

○根来政府委員 七十九人の内訳でございませうけれども、本省の局長が四人でございませう。それから本省の官房課長は一人、それから官房審議官これは民事局担当でございませうが一人、それから官房参事官が二人、これは民事局と訟務局担当でございませう。それから本省の局長八人、それから本省の局部の参事官が五人、それから局とか部の部付でございませうが二十人、法務総合研究所の教官が一人、法務局長が三人、法務局訟務部長が六人、法務局訟務部付が二十五人、地方検察庁検事が三人、合計七十九人でございませう。○安藤委員 その関係は、また後で時間がありましてら別の機会にお伺ひすることとします。

して、ことしの五月一日からその統廃合が実施されるわけですね。この準備の状況は順調にいつているのらうかというふうにお尋ねのらうかと思いますが、廃庁されれば、そこにおられた書記官、事務官、廷吏さん、こういう人たちの配転あるいは庁舎の整備等は順調に、五月一日からでございませう。五月一日から発足するには相当もう準備しておられるかと思ひませう。それは順調にいつているというふうにお伺ひしてよろしいのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 本年五月一日の管轄法改正法の施行を踏まえて、種々準備作業を進めております。ただいま御指摘の裁判所職員配置がえにつきましても、当委員会でも附帯決議をちようだいいたしておりますので、統合庁に勤務していただいた職員につきましては、勤務条件に不利益が生じないように配慮しながら、職員の希望を尊重しつつ人事異動を行つて円滑な人員配置を行つてまいりたいと思ひませう。

それから物的施設の拡充につきましても、これまで未整備の庁舎が昨年改正法案を提出しました時点で三十二庁ございませう。六十二年度予算でそのうち二十一庁につきましても庁舎の新築を既に済ませたところもございませう。現在新築中のところもございませう。残り十庁になりますけれども、このうち七庁につきましても昭和六十三年度予算で新築の要求をいたしております。予算が成立いたしました場合には六十三年度中に整備されるわけではございませう。残るところ四庁のみになりますけれども、これらにつきましても可及的速やかにその整備を図りたいと思ひませう。

簡易裁判所はその冷房設備が非常に不十分でございませう。また、機械あるいは器具による冷房設備の完備につきましても鋭意進めていこうと思ひませう。それから、先ほど申しました職員の配転に伴いまして一般職員の充実に簡易裁判所を中心としていつていきたいと思います。統合されます簡易裁判所に配置されております一般職の職員は約二百八十人ほどございませう。

ますけれども、そのうちの二百人を受け入れ庁であります簡易裁判所は非常に繁忙でございませう。簡裁の方に振り向けまして、簡裁の機能の充実強化につながるようには考えていこうと思ひませう。

それから手続、運用面におきましては、受付窓口の整備というものを重点に考えております。例えば物的な問題といたしましては、受付カウンターを各庁に整備して、当事者に対応しながらいろいろ相談あるいは受理に際することができ、そのほかに、簡裁の手続をわかりやすく解説いたしましたパンフレットであるとか、あるいは非常に書き込みやすい定型申し立て書用紙というふうなものも備えまして、施行後は利用しやすいような形に整備を図つてまいりたい、かように考えております。

○安藤委員 先回の簡裁統廃合法案成立のときに、先ほどお触れになりましたが、附帯決議があるわけですね。その中に、統合された地域に対する出張事件処理など適切な措置を講ずることというのがあるわけですね。この出張事件処理は、統合された裁判所があった市町村に対してこういうふうな、あるいはこういうローテーションでとか、中身をおつしやるのが当然だと思ふのですが、出張していろいろ相談なり事件処理なりをいたしますというふうなことを裁判所の方から積極的に話していただくこととお伺ひのらうか。

それから、統廃合のときは、統廃合対象の簡裁のある市町村の首長さんに対してあるいは議会に対していろいろなオルグ活動を、所長さんあるいは事務局長さんらがおやりになったと聞いておりますが、それ以後、今申し上げました出張事件処理も含めてあいつ回りのようなことぐらひはやつておられるのらうかと思ひませう。やつておられるのですか、お伺ひしたいと思ひませう。

で、地元にお伺いいたしましたしいろいろ御協力方をお願いしてまいりましたわけでございます。その過程におきまして、そういうふうな裁判所が統合されるのであればひとつ地元に向いてもらいたいというふうな御要望があったところがございませぬ。こちらの方から出張事件処理ということも考えられると申し上げても、それには及ばないとおっしゃるところもございましたわけでございませぬ。それで、御要望のございましたところにつきましては、施設その他の面での御協力をいたいただきながら、家事の調停事件あるいは民事の調停事件、家事審判事件につきまして出張いたしました処理をする、その際、あわせて受付相談もやるというふうな形で考えているわけでございます。

現在のところ、施設の利用等について関係自治体等との協議を進めておるわけでございますが、民事調停事件を出張処理する予定の庁が六十庁ございます。うち四十二庁は月一回あるいは二月に一回、場合によりまして月二回のところもございませぬけれども、定期的な出張を考えてやっておりますわけでございます。それから、家事事件の処理を行う予定の庁が二十九庁、うち十八庁は定期出張を考えております。略式事件の処理を行う予定の庁は十庁でございます。そういうふうな状況でございます。これらの庁におきましては、出張事件処理の要領を定めるとか、あるいは事務分配規程に所要の改正をするというようなことをいたしまして、実施に向けて鋭意準備を進めているところでございます。

管轄法提出に至りますまで、地元いろいろなお伺いをしておりました。もちろん、もちろん、法案が成立いたしました後、私も信義を重んじなければなりませんので、地元の自治体にお伺いいたしました。改正法が成立した経緯、その内容、今後のありようにつきまして、これは所長、局長が直接出向いて御説明したところもございませぬ。あるいは書面を差し上げて御説明したところもございませぬ。いずれも十分御説明を申し上げております。その後の説明の過程にお

きまして、出張事件処理の要望であるとか、あるいは跡地の問題であるとか、いろいろ御要望もございまして、それらを承りながら準備作業を進めてきているというのが現在の状況でございます。

○安藤委員 今出張の関係では、出張事件相談というふうにおっしゃったのですが、出張された場合は事件の受け付けということまではしないという方針ですか。
○山口最高裁判所長官代理者 たいだい申しましたのは出張事件相談ではございませぬで、調停あるいは審判事件の処理に現地に赴きました際に、書記官も帯同いたしておりますから受付相談はいたします、こういうことでございます。

受け付けをやるかということにつきましては、これは例えば時効の問題でございますとかいろいろかなり難しい問題がございますので、確実性を非常に要求されるわけでございまして、出張いたしました地元におきまして受け付けをするというところまでは考えておりませぬ。ただ、定型申立て書用紙等を利用していただきましていろいろ書き込んでいただく、あとは郵送をしていただければ裁判所で受け付けることができるからというふうなことで、いろいろ申し上げてまいりたいというふうな考えております。

○安藤委員 簡易裁判所の統廃合はああいいうようなことで、私も反対はしたけれども、結局実現してしまつたのです。
最高裁判所は二番手として、今度は地方裁判所

家庭裁判所の支部の見直し、いわゆる統廃合を考えておられるというふうな伺つておるのですが、それは具体的にどういふような作業をお始めになつておられるのですか。
○山口最高裁判所長官代理者 支部の適正配置につきましては、五十九年一月に裁判所の適正配置という問題を三者協議会に提出いたしました段階で、簡易裁判所の適正配置と地家裁支部の適正配置というものであわせて問題提起をまいりました。スケジュール等の問題がいろいろございま

して、とりあえずは簡易裁判所の適正配置から議論していこうということで、支部の問題はいわば先送りになって今日に至つておるわけでございませぬ。

安藤委員先刻御承知のとおり、現在の地方裁判所の支部は昭和二十二年に、それから家裁の支部は昭和二十四年にそれぞれ設置されたものでございまして、その後若干の増減それから権限の変更はあるわけでございませぬが、基本的に配置は変更されないうまま今日に至つております。ところが、その支部の配置は、実は明治二十年代に創設された区裁判所の配置をそのまま踏襲しているわけでございます。交通事情等を考えますと、簡裁の場合と同様あるいはそれ以上に今日の社会事情との間に大きなずれがあるわけでございませぬ。

したが、いま、裁判所といたしましては支部の配置を現情に合ったものに改める必要があるというふうな認識をいたしております。現在は、このような認識のもとに支部の実情等の調査を行うとともに、裁判所内部におきまして基本的な適正配置の検討を行っている段階でございます。

基本的な内容は、これは五十九年一月の段階にも申し上げておりますが、支部、特に小規模乙号支部の配置の見直し、支部には甲号、乙号の権限の差がございませぬが、その権限の見直し、甲号、乙号の区別を廃止してどうかというふうなことで、それから支部の新設及び移転等の角度から現在検討を加えているところでございませぬ。今後できるだけ早く内部的な検討を終えまして、簡裁の場合と同様法曹三者協議を初めいたしまして、関係各方向の意見を伺いながら作業を進めてまいりたいと考えているところでございませぬ。

○安藤委員 簡裁統廃合のときと同じようなああい相関表というものをおつくりになつておやりになるのかなというふうにも思つておるのですが、そういうことなのかどうかということ。そしていよいよ三者協議を申し入れ、あれはどちらから申し入れるのかようわかりませんが、お始めになる大体的めどはいつごろになつておられるので

しょうか。
○山口最高裁判所長官代理者 支部も数多くございませぬので、その中で適正配置、集約を考えるといたしますと、どうしても一定の基準が必要になつてまいります。したが、いま、簡裁のときと同様な手法になるかどうかはともかくといたしまして、似たような基準の設定というものは考えていかなければならないかと思つております。

三者協議会に具体的な問題提起をする時期の問題でございますが、できる限り早くと考えて作業を進めておりますが、できますれば遅くとも夏前の段階に問題提起ができればいいかと考えております。

○安藤委員 地裁の支部の問題は、統廃合されるにしても、簡易裁判所と違つて法律を改正しなくてもいいわけなんです。だからいろいろ着々と準備はお進めになつておられると思うのでございませぬが、これは簡易裁判所の場合にも問題になりましたように、あるいはそれにまさるとも劣らない国民の裁判を受ける権利とかかわり合いが非常に大きいわけでございませぬから、慎重にやつていただきたいと思つたのです。

これは事務総長に、簡裁の場合も私も相当いろいろ言いたいことは申し上げたのですが、それにもまさるとも劣らざる慎重な、国会で法律をつくつてもらわなくてもいいんだからということではなくて、より一層慎重に構えていただきたいということを申し上げたいのですが、いかがですか。

○大西最高裁判所長官代理者 先ほど総務局長から申し上げましたように、支部の適正配置という問題も裁判所はかねがねから考えており、弁護士会等の協議の席上でも問題提起をしておるところでございます。できるだけこれを現実したいというふうな考えておりますが、この実現の過程におきましては、今安藤委員御指摘のとおり、国民の裁判を受ける権利にも深く関係するところでございます。ですから、各方面の御意見も十分伺つて、その意見も踏まえて実施するようになつてほしい、か

ように考えております。

○安藤委員 最後に、家庭裁判所の調査官の問題をお伺いしたいと思います。

時間がありませんから簡単に申し上げますが、最近家庭裁判所の少年事件を担当しておられる人たちの悩みというのをよく聞いています。それは、少年がなぜこういう非行を犯したかとか、どうしてこういう問題になったのかということ、その少年がすらすらと答えるということはほとんどなくて、下をつつむいていろいろあれこれ考えながらぼつりぼつりというのが普通だと思っております。

ところが、調査官の数が非常に少なくして仕事をいっぱい抱えてきりきりしているわけですね。だから、これは悪いことであるけれども、しっかりと考え込んでみると、自分の方から例えば君の今言おうとしていることはこういうことなんだねとか、こういうことを考えているんじゃないのとか、先取りしてしまう。そういうことをしてはいかぬのだということを悩みながらも、手持ち事件数が多くてそういうようなことになってしまうという悩みを持っているわけなんです。そういう非常に忙しい、悩みを持たざるを得ないという状況は、事件が多いということ、これは実は私は具体的に大阪家裁の本庁と堺支部の欠員があつてという話も伺っているのです。だから、そういう欠員をきちつと補充するということ。

大体、基本的には家庭裁判所の調査官、それはほかの書記官もそうなんです、速記官もそうなんです、底上げをして人員をふやしていただかなくてはならぬと思うのですが、そういう具体的な悩みを聞くと、これは調査官の悩みであると同時に、まさに少年の問題でもあるわけなんです。そういう点で、まず私は具体的な事例として家庭裁判所の調査官の問題を申し上げたのですが、最後に大臣にお答えをいただきたいと思うのです。そういう悩みはもつともだと思つていただけると思うのです。そういう意味で、裁判所の職員をしっかりと増員していただくように大いに頑

張つていただきたい。このたび二十五人職員の方が増えただけで、まだだともじやないが足りないという状況であるということ、御認識いただいで、大いに頑張つていただきたいということを要望させていただきますので、頑張るということを言つていただければありがたいと思つていますが、そのお答えをいただいで私の質問を終わります。

○林田国務大臣 このたびの簡易裁判所の裁判官並びに職員の増員につきましても、大蔵省との折衝におきまして十分努力いたしました。さらにそういう家庭裁判所の裁判官また職員の問題につきましても今後大いに努めてまいります。

○安藤委員 終わります。ありがとうございました。

○戸沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○戸沢委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸沢委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と御異議ありません。

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○戸沢委員長 この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

本日、安倍基雄君委員辞任により、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と御異議ありません。

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、委員長は安倍基雄君を理事に指名いたします。

次回は、明二十三日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七七九人」を「七八四人」に改める。

第二条中「二万三千三百五十一人」を「二万三千三百七十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

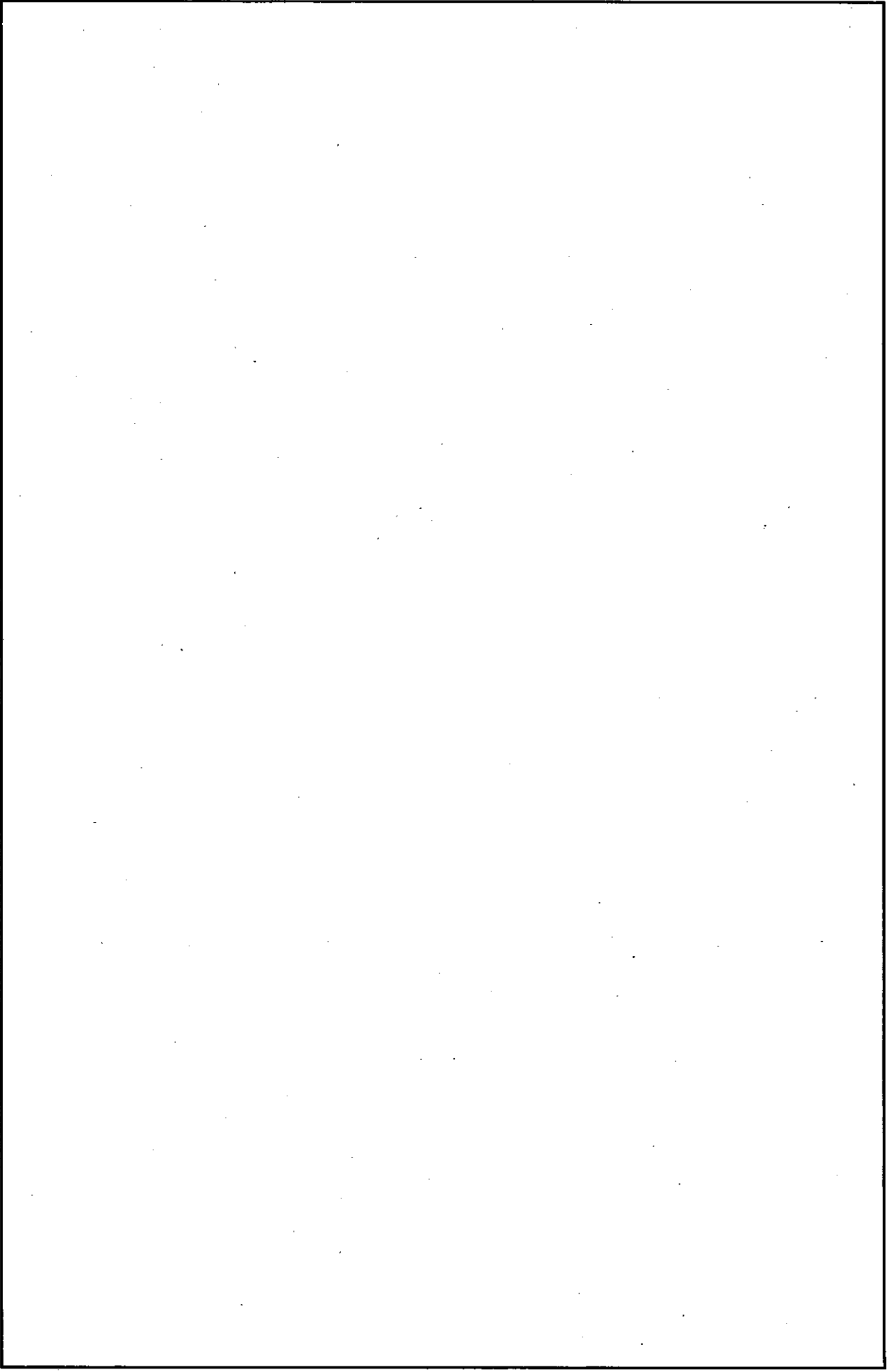
法務委員會議録第二号中正誤

ページ 段行 誤 正
六二 三 原地語 現地語
二〇 三 末六 けれども。…… けれども……

第一類第三号

法務委員会議録第三号

昭和六十三年三月二十二日



昭和六十三年三月三十日印刷

昭和六十三年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P